

(案)

檜原市

一般廃棄物処理基本計画

2019（平成 31）年 3 月 策定

2025（令和 7）年 ●月 改定

檜原市

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨

1.1	計画策定の目的	1
1.2	計画の位置づけ	1
1.3	計画期間	2

第 2 章 処理の現状と課題

2.1	ごみ処理	3
2.1.1	取り巻く環境	3
2.1.2	分別区分	7
2.1.3	処理実績	8
2.1.4	ごみの性状	11
2.1.5	排出抑制・資源化	12
2.1.6	収集・運搬	16
2.1.7	中間処理	18
2.1.8	最終処分	20
2.1.9	ごみ処理経費	21
2.1.10	温室効果ガス排出量	22
2.1.11	不法行為等の防止対策	22
2.2	生活排水処理	23
2.2.1	処理体系	23
2.2.2	処理形態別人口	24
2.2.3	処理施設等	25
2.2.4	公共用水域の水質の状況	28
2.3	数値目標の達成状況	30
2.2.1	ごみ処理	30
2.2.2	生活排水処理	36

第 3 章 ごみ処理基本計画

3.1	基本理念	38
3.2	基本方針	39
3.3	数値目標	40
3.3.1	数値目標の項目	40
3.3.2	数値目標	41
3.4	ごみ処理体制	44
3.4.1	ごみの区分と処理主体	44

3.4.2	処理フロー（将来）	46
3.4.3	収集・運搬	47
3.4.4	中間処理	49
3.4.5	最終処分	51
3.5	具体施策	52
3.5.1	施策体系	52
3.5.2	排出抑制及び再使用を優先した4Rの推進	53
3.5.3	有用資源の回収強化及び循環利用の促進	56
3.5.4	効率的で適正な処理システムの構築	59
3.6	市民・事業者・市の役割	64
3.6.1	市民の果たすべき役割	64
3.6.2	事業者の果たすべき役割	64
3.6.3	市の果たすべき役割	64
3.7	計画のフォローアップと事後評価	65
3.7.1	進行管理	65

第4章 生活排水処理基本計画

4.1	基本理念	66
4.2	基本方針	66
4.3	数値目標	67
4.3.1	数値目標の項目	67
4.3.2	数値目標	68
4.4	処理体制	70
4.4.1	処理体系と処理主体	70
4.4.2	処理形態別人口	71
4.4.3	処理	72
4.5	具体施策	73
4.5.1	施策体系	73
4.5.2	生活排水対策の推進	73
4.6	市民・事業者・市の役割	75
4.6.1	市民の果たすべき役割	75
4.6.2	事業者の果たすべき役割	75
4.6.3	市の果たすべき役割	75
4.7	計画のフォローアップと事後評価	76
4.7.1	進行管理	76

第 1 章 計画策定の趣旨

1.1 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生量の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分に検討する必要があります。

また、ごみ処理基本計画策定指針（2016（平成 28）年 9 月 環境省）では、目標年次を 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに中間目標年次を設け、計画を改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、計画の見直しを行うことが適切であるとされています。

本市では、2010（平成 22）年 3 月に策定した「橿原市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量・資源化、適正処理を推進するための様々な施策を展開してきましたが、未だ十分な目標の達成には至っていません。また、近年における少子高齢化の進展に伴う社会情勢の変化や上位計画が指し示す方向性など、本市のごみ処理事業は新たな転換期に差し掛かっており、市民・事業者・市の各主体が協働して、それぞれの責任と役割において、ごみの発生が少ない循環型社会づくりを推進する新たな方策が求められています。

本計画は、このような状況を受け、4R[※]の更なる推進や環境負荷の低減など、前計画における考え方を踏襲しつつ、時点修正を行うとともに、従来施策の見直し・拡充や新規施策を盛り込み、一層のごみの減量・資源化並びに安定且つ適正な廃棄物処理を実現することを目的に策定するものです。

※ 4R…3R（排出抑制（reduce）・再使用（reuse）・再生利用（recycle）の総称）に発生回避（refuse）を加えたもの

1.2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき策定する法定計画です。

本計画の策定に当たっては、国及び県が指し示す方向性並びに「橿原市第四次総合計画」や「橿原市環境総合計画」等の本市の上位計画と整合を図り、長期的・総合的な視点のもと、本市における一般廃棄物処理を計画的に推進するための基本的な考え方や方向性を示しています。

なお、非常災害により生じた廃棄物の処理については、一般廃棄物処理基本計画とは別に定めるものとします。

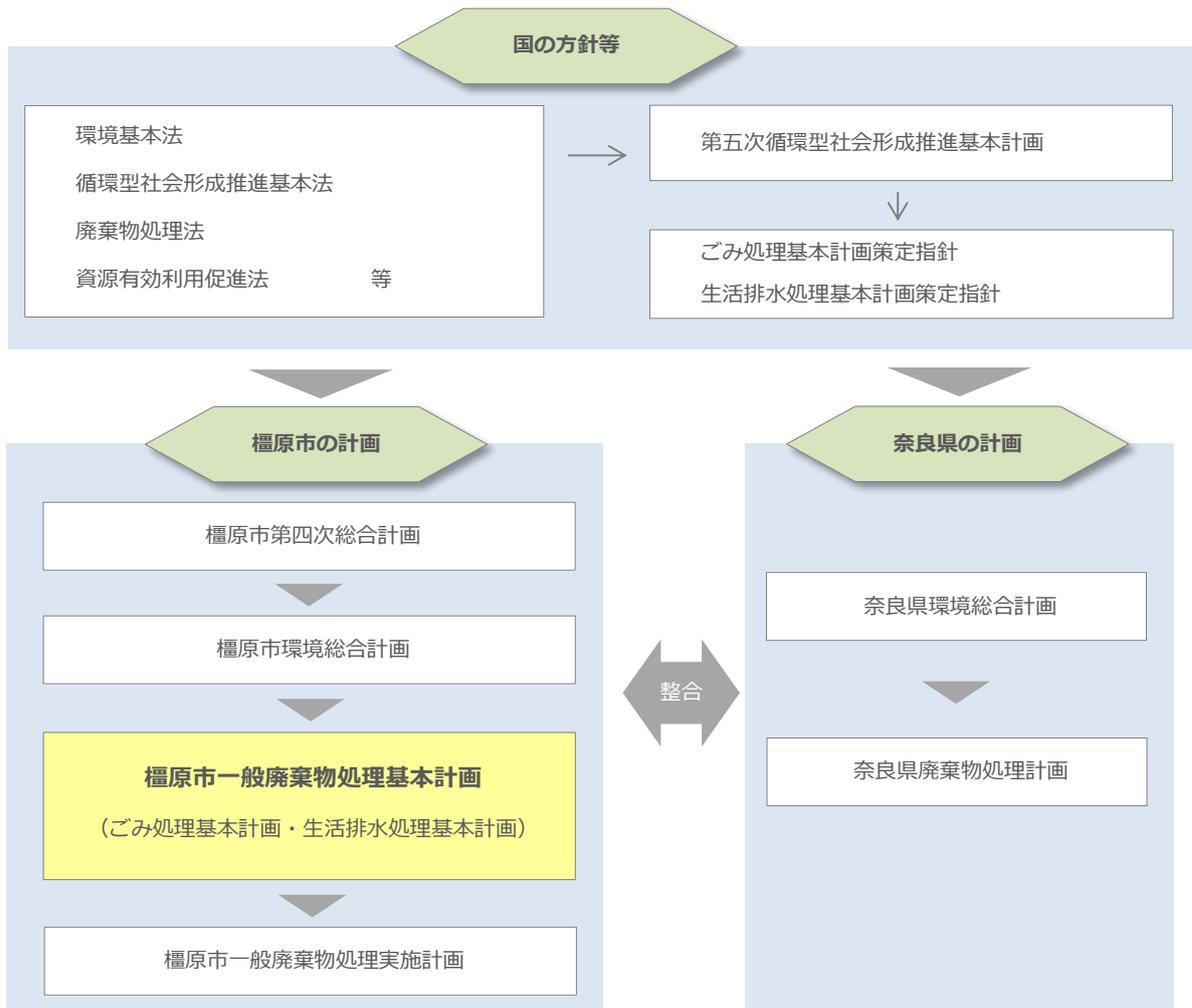


図 1-1 計画の位置づけ

1.3 計画期間

近年の廃棄物処理を取り巻く状況が刻々と変化していることに鑑み、ごみ処理基本計画策定指針(2016(平成 28)年 9 月 環境省)で示された最短の期間である 10 年間を計画期間とし、2023 年度を中間目標年度、2028 年度を最終目標年度に設定します。

表 1-1 計画期間

年 度											
-2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
-H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
前計画						本計画					
						中間 目標					最終 目標

第2章 処理の現状と課題

2.1 ごみ処理

2.1.1 取り巻く環境

(1) ごみ処理行政の動向

(国際的な動向)

2015年9月の国連サミットにおいて採択された持続可能な開発目標（SDGs[※]）には、食品ロスの削減や廃棄物の発生抑制及び適正処理など、廃棄物資源循環分野で取り組むべき課題が示されています。更に、これらの課題が、SDGsの多岐に渡って関連性を指摘されていることから、持続可能な社会を構築するに際して、廃棄物関連課題の解決が果たす役割は大きいと言えます。

※ SDGs …「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された17のゴール・169のターゲットから構成される2016年から2030年までの国際目標

(国内の動向)

本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、環境・経済・社会の諸課題が複雑になってきており、SDGs やパリ協定などの国際的な流れも織り込んだ持続可能な社会を目指す必要があることから、2018（平成30）年6月に閣議決定された第4次循環型社会形成推進基本計画では、前期計画で示した事項を引き続き重視しつつ、さらに環境・経済・社会の統合的向上に向けた施策が示されています。その中では、特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、相互に関連し合う横断的且つ重点的な枠組み・重点戦略が設定されています。また、2024（令和6）年8月には第5次計画が閣議決定され、循環経済への移行を前面に打ち出すとともに、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献する、将来世代の未来につなげる国家戦略として策定されています。

(県内の動向)

県内では、ごみ焼却施設の老朽化や小規模施設が点在するなど、将来的に安定的で継続的なごみ処理が困難になることが見込まれたため、2008（平成20）年から県と市町村の連携・協働の仕組み「奈良モデル」を推進し、循環型社会の形成を進めるプロジェクトの一環として「一般廃棄物処理の広域化」が進められています。

2018（平成30）年3月に策定された奈良県廃棄物処理計画（第4次計画）では、基本目標を「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』の実現」と定め、「ごみ処理の広域化」の取り組みを継続・発

展させながら、更なるごみ減量化を目指して、廃棄物の排出抑制、循環的利用、適正処理などに関する種々の取組が示されています。また、2023（令和 5）年 3 月には第 5 次計画が策定されており、第 4 次計画の基本目標を踏襲するとともに、バイオマスエネルギー源の研究やプラスチックごみの再生利用の促進、廃棄物処理における脱炭素化の促進といった施策が追加されています。

(2) 地域特性

① 本市の人口動態

本市は、1956（昭和 31）年 2 月 11 日、奈良県下で 5 番目の市として発足し、当時 38,560 人であった人口は、2004（平成 16）年度の 125,964 人をピークに減少傾向にあり、2024（令和 6）年 4 月 1 日現在で 118,750 人、世帯数は 55,615 世帯となっています。

また、総人口に占める老年人口（65 歳以上）の割合は、2023（令和 5）年度で 29.4%となっています。

表 2-1 橿原市の人口・高齢化率の推移

年次	総人口	世帯数	高齢化率	年次	総人口	世帯数	高齢化率
2013（平成 25）年	125,363	51,270	23.8	2020（令和 2）年	121,534	53,922	28.6
2014（平成 26）年	125,073	51,684	24.9	2021（令和 3）年	121,156	54,564	29.0
2015（平成 27）年	124,489	52,034	25.7	2022（令和 4）年	120,197	54,744	29.2
2016（平成 28）年	123,842	52,349	26.5	2023（令和 5）年	119,607	55,356	29.4
2017（平成 29）年	123,337	52,762	27.2	~~~~~			
2018（平成 30）年	122,723	53,052	27.8	2025 年	117,615	—	30.5
2019（平成 31）年	121,905	53,362	28.2	2030 年	113,278	—	32.4

※ 2025 年、2030 年のデータは、国立社会保障・人口問題研究所による推計値
 ※ 高齢化率は橿原市福祉・健康統計から抜粋(各年度とも 10 月 1 日現在のもの)

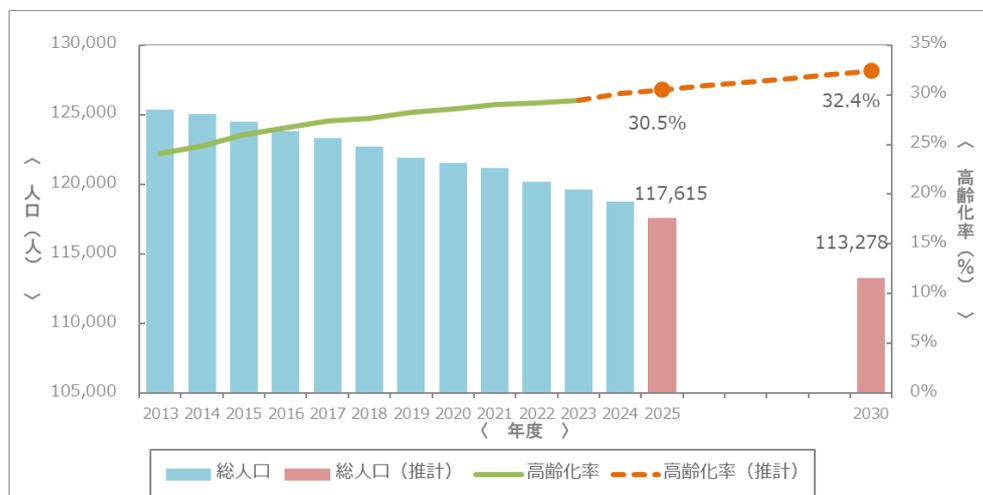


図 2-1 橿原市の人口・高齢化率の推移

② 産業構造

2021（令和3）年に、市内に所在する事業所は4,404あり、産業別では、卸売・小売業25.6%、宿泊業・飲食サービス業10.5%、不動産業・物品賃貸業9.3%などとなっています。

従業員数は、44,133人であり、卸売・小売業24.6%、医療・福祉23.3%、製造業13.4%、宿泊業・飲食サービス業11%、教育・学習支援業3.6%などとなっています。

表2-2 市内に所在する事業所数・従業員数の推移

	2001年 (平成13年)	2006年 (平成18年)	2009年 (平成21年)	2012年 (平成24年)	2014年 (平成26年)	2016年 (平成28年)	2021年 (令和3年)	
事業所数（件）	5,028	4,646	4,718	4,411	4,739	4,477	4,404	
（内訳）	農業・林業・漁業	4	-	4	3	4	1	5
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	359	289	322	292	305	297	295
	製造業	576	462	415	380	394	352	295
	電気・ガス・熱供給・水道業	6	3	1	-	1	-	2
	情報通信業	-	21	32	23	18	20	22
	運輸業・郵便業	99	41	52	50	51	54	56
	卸売・小売業	2064	1,385	1,381	1,293	1,303	1,257	1,127
	金融・保険業	75	77	80	66	67	66	70
	不動産業・物品賃貸業	328	398	420	411	419	405	409
	学術研究・専門・技術サービス業	-	-	135	123	143	136	176
	宿泊業・飲食サービス業	-	510	511	505	562	536	463
	生活関連サービス業	-	-	429	395	417	403	375
	教育・学習支援業	-	192	190	147	230	180	235
	医療・福祉	-	315	340	354	418	404	442
	複合サービス業	-	34	30	22	30	27	21
	サービス業	1,493	898	353	347	353	339	381
	公務	24	21	23	-	24	-	30
従業員数（人）	43,236	45,233	48,112	43,684	49,532	46,427	44,133	

出典：榎原市統計書

③ 上位計画の方向性

前章の1.2項のとおり、本計画は、本市のまちづくりの基本的な方向を示した「檜原市第四次総合計画」や「檜原市環境総合計画」を上位計画とし、それらを具現化するための「個別計画」として位置づけています。上位計画が指し示す方向性は次のとおりです。



課題

- (イ) 人口減少や少子高齢化などの社会構造の変化に、持続的に対応できる柔軟な処理体制の構築が求められている。
- (ロ) 上位計画において、廃棄物処理に関係する方向性が示されており、これらを踏まえた計画を策定する必要がある。

2.1.2 分別区分

現行の分別区分は、表 2-3 のとおりです。(産業廃棄物に該当するものを除く。)

表 2-3 分別区分

区分		性状
可燃ごみ		指定ごみ袋（大）に入る大きさで、可燃性のもの
不燃物		指定ごみ袋（大）に入る大きさで、固体の不燃性のもの
粗大ごみ		指定ごみ袋（大）に入らない大きさで、固体のもの
資源ごみ	カン・ビン	第二長辺（2番目に長い辺）が20cm以下で、汚損のない空のカン・ビン
	ペットボトル・プラスチックボトル	汚損のない空のペットボトル・プラスチックボトル
	新聞	汚損のない新聞
	雑誌類	汚損のない雑誌類
	ダンボール	汚損のないダンボール
	廃食用油	食用油
	使用済小型電子機器等	使用済の小型家電品で対象品目に該当するもの
有害物		人体や生態系に有害な物質を含む可能性のあるもの

以下のごみは、本市では収集・処理を行わず、専門業者や販売店による回収と定めています。

- ・有害性のあるもの
- ・危険性のあるもの
- ・爆発性、発火性又は引火性のあるもの
- ・著しく悪臭を発するもの
- ・特別管理一般廃棄物に該当するもの
- ・家電リサイクル対象品
- ・収集・処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる恐れのあるもの

課題

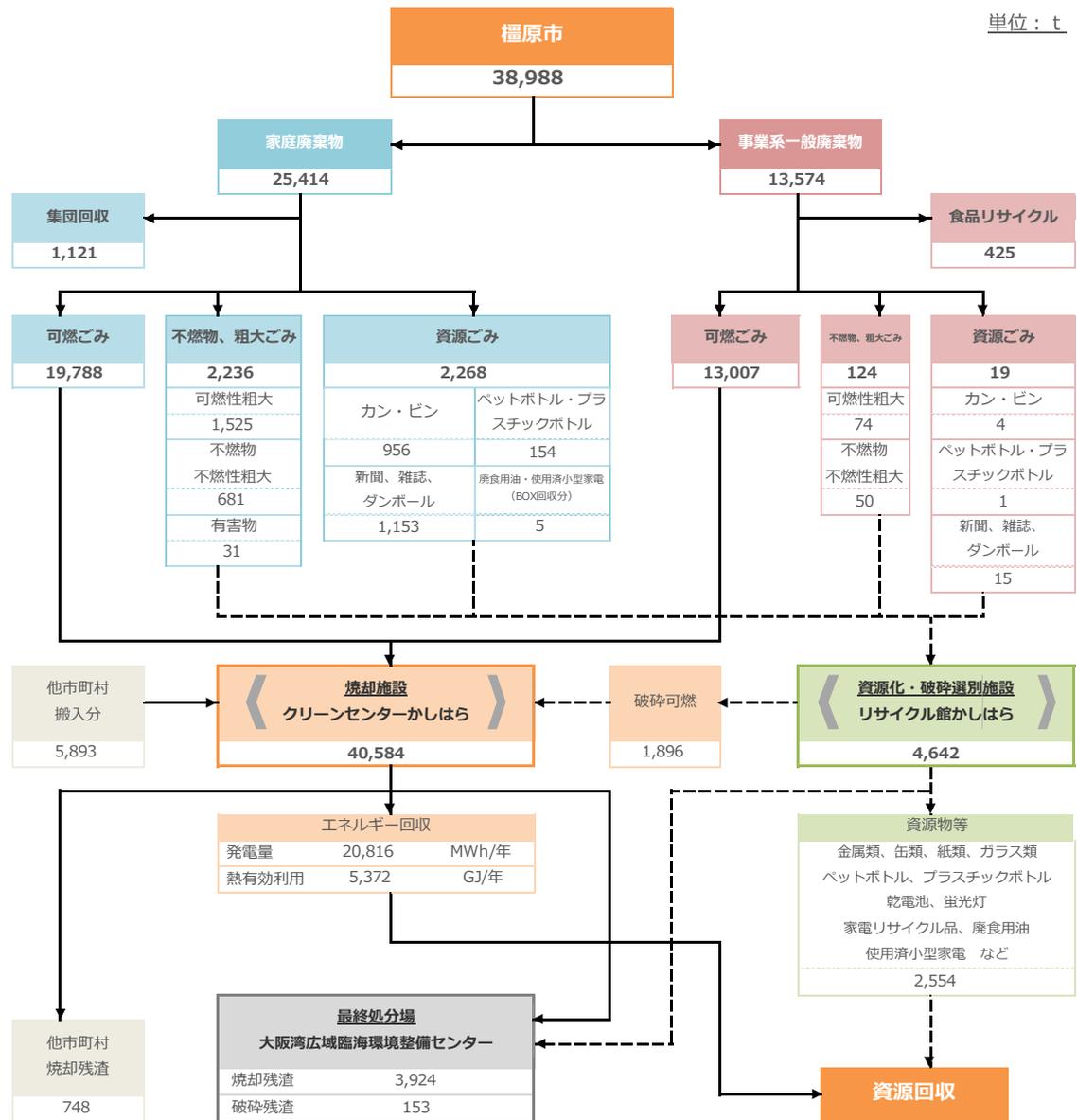
- (イ) 適正処理を確保しつつ、新たな分別手法に対応するなど、リサイクルを考慮した分別区分を研究する必要がある。
- (ロ) 現状では処理が困難なごみが存在するため、処理ルートを確保する必要がある。

2.1.3 処理実績

本市のごみ・資源の処理フローは図2-2のとおりです。

一般廃棄物の収集運搬（事業系ごみの収集運搬は許可制度）及び中間処理を本市が実施し、最終処分は大阪湾広域臨海環境整備センターに委託しています。

また、紙類、カン・ビン、ペットボトル等の資源ごみは、リサイクル館かしはらで中間処理を行い、民間の資源化施設へ搬出しています。



※各項目の数値は四捨五入しており、総数と個々の値の合計は一致しないことがあります。

図2-2 処理フロー（R5実績）

(1) 総排出量

2023（令和5）年度に本市域内で発生したごみ量（域外での発生量は除く。）は、38,988トンであり、2007（平成19）年度から減少傾向が続いています。



図 2-3 総排出量の推移

(2) 1人1日あたりのごみ排出量

市民1人1日あたりのごみ排出量（総排出量を人口と日数で除した量）は、2023（令和5）年度が897g/人・日でした。



図 2-4 1人1日あたりのごみ排出量の推移

(3) 資源化率

2023（令和5）年度の資源回収量は、市回収量が2,554トン、集団回収量が1,121トン、食品リサイクル量が425トンの合計4,100トンであり、資源化率は10.5%でした。資源回収量および資源化率ともに減少傾向にあります。資源回収量の大半を、新聞・雑誌類・ダンボール等の紙類とカン・ビン類が占めています。



図 2-5 資源化率の推移

(参考) 他自治体との比較

・1人1日あたりの排出量

橿原市 897 g/人・日

全国平均 880 g/人・日

奈良県平均 861 g/人・日

類似都市平均 853 g/人・日

・資源化率

橿原市 10.5 %

全国平均 19.6 %

奈良県平均 15.7 %

類似都市平均 22.3 %

※ 全国、奈良県、類似都市平均は2022（令和4）年度データ

課題

(イ) 資源回収量が減少傾向にあり、それに伴って資源化率が低迷しているため、資源回収量を増加させる施策を実施する必要がある。

2.1.4 ごみの性状

(1) ごみ組成

可燃ごみの組成は、紙類の約 36%、高分子類の約 24%が多くを占めています。

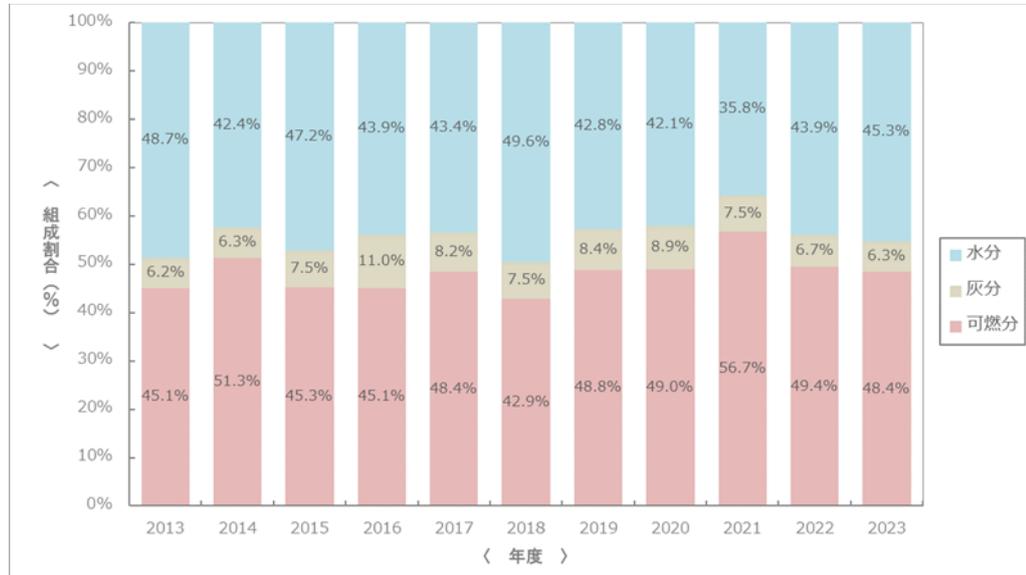


図 2-6 ごみの 3 成分の推移



図 2-7 ごみ組成の推移

課題

(イ) 効率的な資源化のためには、可燃ごみに含まれている割合の多い「紙類」に着目した資源回収及び循環利用に取り組む必要がある。

2.1.5 排出抑制・資源化

本市で実施しているごみの排出抑制・資源化に関する主な取組は次のとおりです。

(1) 排出抑制・再使用

① 普及啓発

市民・事業者など地域社会を構成する各主体がごみ減量の意識を高め、自主的な取組を促進するために、広報媒体による情報提供や環境学習等を実施しています。

〔主な取組〕

- ・ 広報誌、ホームページへの各種情報の掲載
- ・ 「ごみと資源の分別ガイド」の各戸配布
- ・ ごみ分別アプリの配信
- ・ 処理施設における施設見学の受入
- ・ 出前講座の実施や環境イベントの開催
- ・ 資源化施設におけるリユースの促進 など



ごみと資源の分別ガイド



施設見学



出前講座

② 指定ごみ袋による有料化

本市では、2003（平成15）年度から家庭系の可燃ごみの指定ごみ袋による有料化を実施しています。2022（令和4）年度に特小サイズの指定ごみ袋を導入し、現在の指定ごみ袋の種類は表2-4のとおりです。

表 2-4 指定ごみ袋の種類

種類	大	中	小	特小
容量	45ℓ	30ℓ	20ℓ	10ℓ
販売価格	10枚入 470円	10枚入 310円	10枚入 220円	10枚入 110円



③ 再使用

処理施設へ搬入されたもののうち、再使用が可能な自転車や家具などを展示し、市民に還元しています。

また、家庭で不用になった衣類・子育てグッズ・書籍・食器などを展示・還元するリユースコーナーを、設置するなど、再使用を促進する取組を実施しています。



④ 家庭用生ごみ処理機器購入補助制度

家庭の生ごみを減量し有効利用を図っていただくため、生ごみ処理機器やコンポスト容器の購入費用の一部を補助しています。

表 2-5 生ごみ処理機購入件数の推移（件）

2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
9	17	12	14	8	9
2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
10	14	23	11	11	



(2) 資源化

① 分別排出

1995（平成7）年2月よりカン・ビン、2001（平成13）年4月よりペットボトル・プラスチックボトル、2003（平成15）年4月より新聞・雑誌類・ダンボール、2015（平成27）年2月より使用済小型電子機器等を資源ごみとして分別収集し、現在11種類の分別収集を実施しています。（2.1.2 参照）

② 資源回収

〔集団回収〕

1992（平成4）年度より古紙類（新聞、雑誌類、ダンボール、ミルクカートン）、古繊維、アルミ缶の有価物を自主的に集団回収する団体に対して報償金を交付しています。

また、この活動は地域コミュニティの醸成にも寄与するため、市のホームページ等において積極的な情報提供を行い、活動の普及促進を図っています。

表 2-7 集団回収量の推移

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
登録 団体数 (団体)	220	225	231	235	238	241
資源 回収量 (t)	2,650	2,706	2,522	2,402	2,116	2,031

	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
登録 団体数 (団体)	242	221	221	221	212
資源 回収量 (t)	1,463	1,476	1,372	1,266	1,121



〔資源化処理〕

収集及び持込まれたごみを、中間処理施設で破碎・選別して有用資源を回収しています。回収した資源の量は、表 2-8 のとおりです。

表 2-8 資源化量の推移 (t)

2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
2,860	2,771	2,802	2,650	2,675	2,840

2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
3,009	3,124	2,987	2,767	2,554



③ 熱回収（発電・熱供給）

2003（平成 15）年よりクリーンセンターかしはらにおいて、ごみの焼却に伴って生じるエネルギーをより有効に利用するため、発電を行っています。また、ボイラーで回収した熱エネルギーの一部を、施設内で利用する他、隣接する檀原市新沢千塚公園拠点施設『シルクの杜』に供給し、化石燃料の使用量の削減に努めています。

表 2-9 熱回収量の推移

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
発電電力量 (MWh)	21,377	21,827	22,110	20,760	20,607	20,954
熱供給量 (GJ)	2,493	2,555	2,458	3,827	4,839	4,854
	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
発電電力量 (MWh)	22,323	22,874	23,241	21,387	20,816	
熱供給量 (GJ)	4,137	3,615	5,404	5,562	5,372	



④ 食品リサイクル

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）（1999（平成12）年法律第116号）に基づき、市内で排出される食品廃棄物等の再生利用を促進しています。

表 2-10 食品リサイクル量の推移

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
再生利用量 (t)	434.73	491.83	521.33	601.42	580.23	584.58
市内食品リサイクル 収集運搬従事事業者数	1	3	5	5	5	6
	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
再生利用量 (t)	553.19	424.12	428.68	408.17	424.66	
市内食品リサイクル 収集運搬従事事業者数	6	6	6	4	4	

課題

(イ) 資源化率が低迷する中においては、従来取組の普及促進と併せて、更なる有効な活動が必要である。

2.1.6 収集・運搬

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみの収集・運搬システムの概要は、表 2-11 のとおりです。

表 2-11 収集・運搬システムの概要

区分	収集・運搬主体	方式	収集頻度	指定容器等	
可燃ごみ	市（一部委託）	戸別	2回/週	指定ごみ袋	
不燃物	市（直営）	ステーション	1回/月	-	
粗大ごみ		ステーション	1回/月	-	
資源ごみ	カン・ビン	市（一部委託）	戸別	隔週	専用ケース
	ペットボトル・プラスチックボトル	市（直営）	ステーション	1回/月	専用ネット
	新聞	市（委託）	戸別	1回/月	-
	雑誌類		戸別	1回/月	-
	ダンボール		戸別	1回/月	-
	廃食用油	市（直営）	拠点	6回/年	-
	使用済小型電子機器等		拠点	随時	指定ボックス
有害物	市（直営）	ステーション	1回/月	-	

なお、上記の収集により難しい場合については、次のとおり市により別途収集を行っています。

表 2-12 特別収集制度

ふれあい収集	
身近な方の協力が得られず、高齢、障がい、要介護などの理由で排出場所に出すことが困難な世帯に対し、対象とする世帯の者からの申し込みにより、玄関先で定期的な収集を行う。	
対象	次の要件に該当する方のみで構成された世帯 ・要支援または要介護の認定を受けている方 ・総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）を受けている方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・70歳以上の方
粗大ごみのリクエスト収集	
身近な方の協力が得られず、高齢、障がい、要介護などの理由で家庭から集積所へ粗大ごみの排出が困難な世帯に対し、対象とする世帯からの電話での申し込みの都度、粗大ごみの収集を行う。	
対象	次の要件に該当する方のみで構成された世帯 ・要支援または要介護の認定を受けている方 ・総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）を受けている方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・70歳以上の方

一時多量ごみ収集	
引っ越し、遺品整理、大掃除等で発生した家庭からのごみを対象とし、排出者または排出者の代理人からの申請に基づき収集を行う。	
対象	要件なし

(2) 事業系ごみ

事業系ごみについては、排出者自らの責任において適正に処理することを原則としているため、本市による収集は実施していません。市の処理施設へ自己搬入するか、許可業者に処理委託することとしています。

表 2-13 許可業者の推移（者）

2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
33	32	32	31	31	29
2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
29	29	29	27	26	



許可制度の運用に当たっては、廃棄物処理法に基づき確かな審査を行い、適正に運用しています。

また、許可業者に対して、搬入物検査を定期的を実施し、適正処理及び搬入基準の遵守に向けた指導等を実施しています。

表 2-14 搬入物検査の実施状況

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
のべ検査件数	32	37	36	32	28	26
違反件数	9	8	3	2	0	2
	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
のべ検査件数	29	5	6	8	21	
違反件数	1	0	1	0	0	



課題

(イ) 高齢化の進展に伴い、家庭からのごみ排出が困難な世帯が増加してきており、これらに対応した収集体制の構築が求められている。

2.1.7 中間処理

(1) 焼却施設

① 施設概要

クリーンセンターかしはら（2005（平成 17）年 3 月竣工）では、可燃ごみの焼却処理を行うとともに、焼却余熱で蒸気を発生させ、発電を行い、施設内で使用する電力を賄うほか、シルクの杜に熱供給するなど余剰エネルギーを有効に活用しています。

表 2-15 焼却施設の概要

名称	クリーンセンターかしはら	
所在地	橿原市川西町 1038 番地の 2	
処理能力	85 トン/日 × 3 基（合計 255 トン）	
焼却炉形式	全連続燃焼式	
発電能力	5,000kW（最大）	
処理する一般廃棄物の区分及び処理方法	可燃ごみ	焼却
	破碎残渣（可燃分）	
	動物の死体	
処理主体	市	



② 処理状況



図 2-8 焼却処理量の推移

(2) 資源化・破碎選別施設

① 施設概要

リサイクル館かしはら（2001（平成 13）年 2 月竣工）では、資源ごみ、不燃物、有害物及び粗大ごみの中間処理を行っています。また、4R に関する啓発施設を併設しています。

表 2-16 資源化・破碎選別施設の概要

名称	リサイクル館かしはら	
所在地	橿原市東竹田町 1 番地の 1	
処理能力	不燃物・粗大ごみ	34 トン/5 時間
	カン・ビン	11 トン/5 時間
	ペットボトル・プラスチックボトル	2 トン/5 時間
処理する一般廃棄物の区分及び処理方法	不燃物・粗大ごみ	破碎・選別
	カン・ビン	選別・圧縮・保管
	ペットボトル・プラスチックボトル	選別・圧縮・保管
	新聞・雑誌類・ダンボール	選別・保管
	有害物	選別・保管
	使用済小型電子機器等	選別・保管
処理主体	市	



② 処理状況

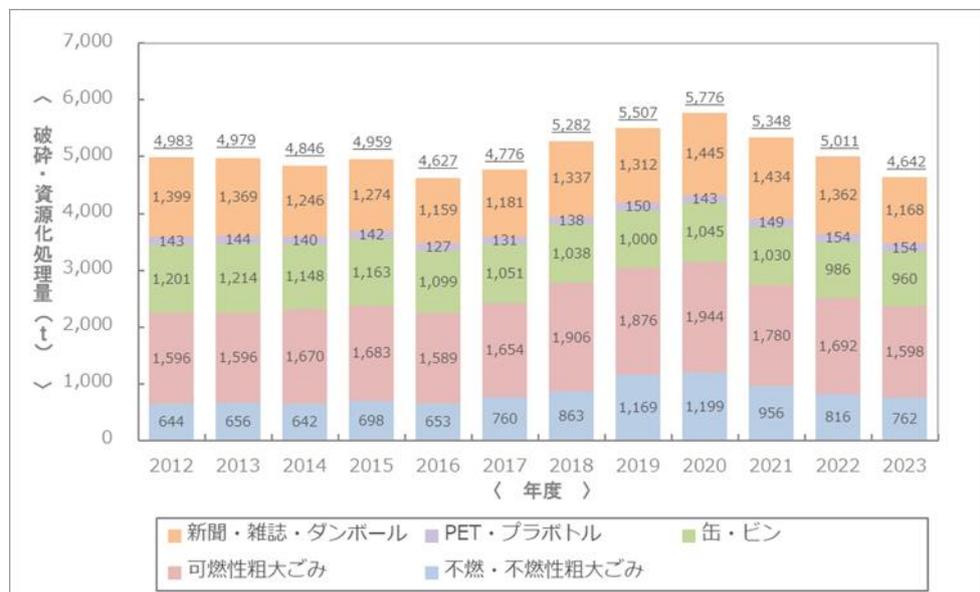


図 2-9 破碎・資源化処理量の推移

課題

- (イ) 適正且つ確実な処理機能を有する処理施設を、継続的且つ安定的に確保する必要がある。
- (ロ) 処理能力の余力分の活用法について検討する必要がある。

2.1.8 最終処分

本市には最終処分場がないため、焼却残渣及び資源化できない破碎・選別残渣は、全て大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）に委託処分しています。

大阪湾広域臨海環境整備センターの概要

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター
受入対象区域	近畿2府4県169市町村
埋立処分場	4箇所（尼崎沖・泉大津沖・神戸沖・大阪沖）
搬入基地	9箇所（大阪・堺・泉大津・和歌山・姫路・播磨・神戸・尼崎・津名）

● 埋立処分場の状況（2024年8月末時点）

[万m³]

処分場	計画量	埋立量	残容量
尼崎沖	1,578	受入終了	
泉大津沖	3,080		
神戸沖	1,500	1,385 (92%)	115 (8%)
大阪沖	1,398	951 (68%)	447 (32%)

① 本市から搬出する最終処分量



図 2-10 最終処分量の推移

課題

(1) 適正且つ確実な処理機能を有する最終処分場を、継続的且つ安定的に確保する必要がある。

2.1.9 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、近年は1年あたり約21億円で推移しており、2023（令和5）年度の決算額は、21億7,992万円となっています。

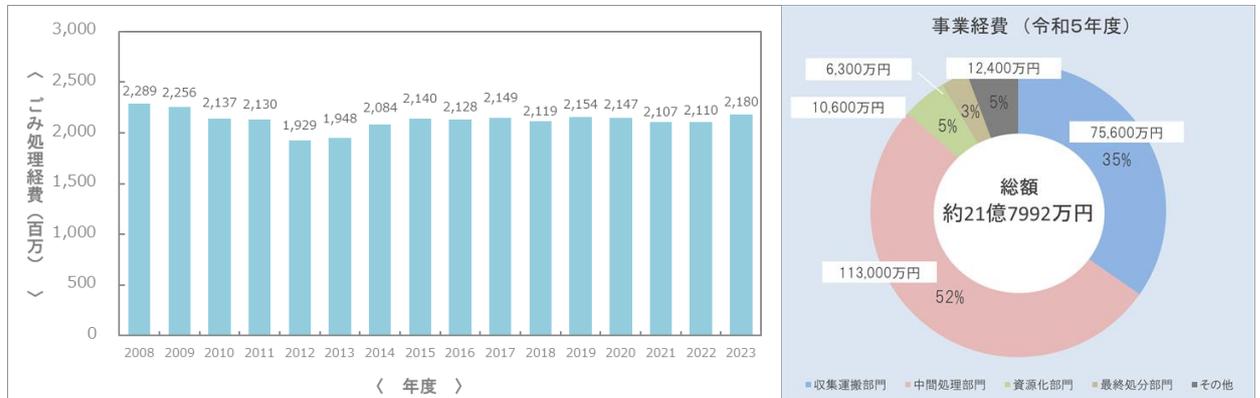


図 2-11 ごみ処理経費の推移

本市のごみ1トンあたりの処理に要する費用は約55,900円であり、全国平均と同水準という状況です。

(参考データ)

	全国	奈良県	橿原市
総ごみ処理経費 [万円]	215,190,575	3,102,071	217,992
処理量 [t]	40,344,086	416,988	38,988
1トンあたりの処理経費 [円]	53,339	74,392	55,916

※ 全国、奈良県は、2022（令和4）年度データ

課題

(1) ごみ処理事業の継続性を確保しつつ、民間力の活用や処理体系の見直し等を行い、更なる事業効率化が求められる。

2.1.10 温室効果ガス排出量

本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値、以下同じ。）は、2023（令和5）年度で約23,301 t-CO₂です。このうち、廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量は約14,876 t-CO₂で、排出量全体の約64%を占めています。

※ 廃棄物発電による社会全体の温室効果ガス排出量の削減効果

本市の焼却施設は発電設備を備え、焼却時の熱エネルギーで発電した電力を所内電力として使用すると共に、余剰電力を電気事業者に売却しています。

2023（令和5）年度は、10,931MWhの電力を売却し、6,073t-CO₂の温室効果ガス量の削減に寄与しています。

本市では、2018（平成30）年3月に策定した「橿原市地球温暖化対策推進実行計画」において、2030年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比27.4%削減することを目標に取り組みを進めてきました。2025（令和7）年3月には同計画を改定し、2030年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比46%削減することを目標に掲げています。

課題

(イ) 本市における温室効果ガス排出量の多くが廃棄物の焼却処理に伴うものであり、廃棄物処理に起因する温室効果ガス排出量を削減する必要がある。

2.1.11 不法行為等の防止対策

職員による巡回パトロールを実施すると共に、不法投棄看板や資源物の持ち去り厳禁カードの配布などを行っています。

また、関係法令等に基づき、適正処理に向けた検査並びに指導等を実施しています。

課題

(イ) 未だ不法投棄や持ち去り行為などの事案が生じていることから、なお一層の防止対策が必要である。

2.2 生活排水処理

2.2.1 処理体系

現在の処理体系は、図 2-12 のとおりです。

本市の生活排水処理において、生活雑排水とし尿を処理するものとして、公共下水道・合併浄化槽があり、し尿のみを処理するものとして、単独浄化槽・し尿収集があります。

生活雑排水については、未だ未処理のまま公共用水域へ放流されているところもあります。

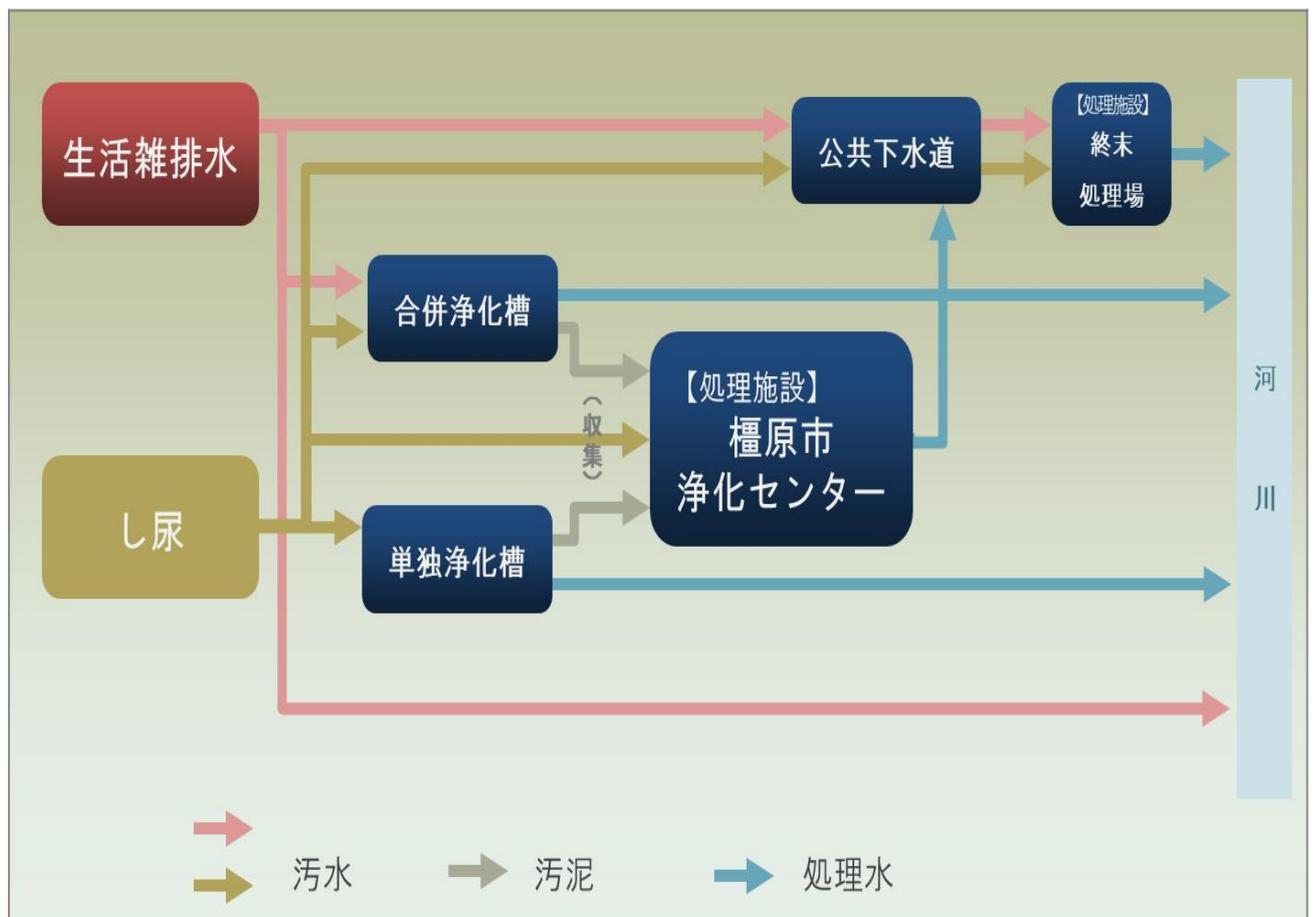


図 2-12 生活排水処理体系

課題

(イ) 未だ未処理のまま公共用水域へ放流されている生活排水があるため、公共下水道や合併浄化槽の普及を行い、生活排水処理率を上げる必要がある。

2.2.2 処理形態別人口

処理形態別人口の推移は、表 2-17 のとおりです。本市の生活排水処理率は、2023（令和 5）年度で 85.3 %に達しており、公共用下水での処理が進んでいます。

表 2-17 処理形態別人口の推移

処理形態	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
1.計画処理区域内人口 (a)	125,073	124,489	123,842	123,337	122,723	121,905	121,534	121,156	120,197	119,607	118,750
2.生活雑排水処理人口 (b)	91,918	93,479	94,590	95,720	97,076	98,401	99,243	100,064	100,423	101,212	101,296
① ミニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 合併浄化槽	13,216	13,295	13,380	13,499	13,557	13,660	13,683	13,686	13,772	13,794	13,867
③ 下水道	78,702	80,184	81,210	82,221	83,519	84,741	85,560	86,378	86,651	87,418	87,429
④ 農業集落排水施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3.生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽)	22,760	21,035	19,981	18,579	16,908	15,080	14,149	13,128	12,321	11,396	10,128
4.し尿収集人口	10,395	9,975	9,271	9,038	8,739	8,424	8,142	7,964	7,453	6,999	7,326
5.自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6.計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (b/a)	73.5%	75.1%	76.4%	77.6%	79.1%	80.7%	81.7%	82.6%	83.5%	84.6%	85.3%

本市では、市全域が公共下水道計画区域（歴史的風土保存地区及び史跡地等の一部を除く。）となっており、現在、公共下水道の整備を遂行し、2023（令和 5）年度における生活排水処理率[※]は、85.3 % となっています。

$$\text{生活排水処理率} = \text{生活雑排水処理人口} / \text{計画処理区域内人口}$$

課題

(イ) 生活雑排水処理人口は上昇傾向にあり、今後もこの状況を維持する必要がある。

2.2.3 処理施設等

(1) し尿処理施設

① 施設概要

橿原市浄化センター（2007（平成 19）年 3 月竣工）では、し尿と浄化槽汚泥を処理しています。2017（平成 29）年 6 月から、処理水を河川放流から下水道放流に切り替えて運用しています。

表 2-18 処理施設の概要

名称	橿原市浄化センター	
所在地	橿原市東竹田町 148-1	
処理能力	96 kL/日 (し尿 30kL/日、浄化槽汚泥 66kL/日)	
処理方式	前処理 + 生物処理	
処理主体	市	

② 処理状況



図 2-13 し尿収集量及び浄化槽汚泥量の推移

③ 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可制度を運用しています。

表 2-19 許可業者の推移

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
許可業者数(社)	3	3	3	3	3	3
	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
許可業者数(社)	3	3	3	3	3	

(2) 浄化槽設置状況

浄化槽の設置基数の推移は表 2-20 のとおりです。近年は、下水道の普及により合併浄化槽及び単独浄化槽の設置基数は減少傾向にあります。

表 2-20 浄化槽設置基数の推移

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
合併浄化槽	3,960	3,982	4,034	4,104	4,196	4,247
単独浄化槽	6,819	6,302	6,024	5,648	5,235	4,688
合計	10,779	10,284	10,058	9,752	9,431	8,935
	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
合併浄化槽	4,348	4,426	4,431	4,427	4,412	
単独浄化槽	4,496	4,245	3,965	3,657	3,223	
合計	8,844	8,671	8,396	8,084	7,635	

(3) 公共下水道の普及状況

本市の下水道事業は1969（昭和44）年の供用開始以来、市民生活の向上や環境保全に貢献してきましたが、下水道普及率は2023（令和5）年度末時点で80.4%であり、今後も汚水処理の未普及地区の解消に向けて、公共下水道施設の計画的な整備を進める必要があります。

表 2-21 下水道普及率の推移

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
公共下水道事業計画区域 [ha]	1,801.5	1,802	1,802	1,802	1,802	1,928
処理区域面積 [ha]	1,062	1,237	1,281	1,298	1,313	1,330
処理区域計画人口	90,546	92,581	93,731	94,603	95,449	95,363
総人口	125,073	124,489	123,842	123,337	122,723	121,905
普及率	72.4	74.4	75.7	76.7	77.8	78.2
水洗化戸数	37,790	38,763	39,495	40,262	40,916	41,808
	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
公共下水道事業計画区域 [ha]	1,928	1,928	1,948	1,948	1,948	
処理区域面積 [ha]	1,347	1,371	1,388	1,401	1,423	
処理区域計画人口	95,390	96,307	96,006	95,889	95,433	
総人口	121,534	121,156	120,197	119,607	118,750	
普及率	78.5	79.4	79.9	80.2	80.4	
水洗化戸数	42,491	43,318	43,950	45,025	45,649	

課題

- (イ) し尿処理を安定して行うために、し尿処理施設の長期的な安定稼働を確保する必要がある。
- (ロ) 汚水処理の未普及地区に対し、公共下水道、合併浄化槽の普及を進めることで、公共用水域における更なる水質改善に取り組む必要がある。

2.2.4 公共用水域の水質の状況

本市の河川が流入する大和川は、高度成長期にはその水質が劣悪な状況を呈していましたが、流域の関係機関や流域住民の努力により、近年は環境基準レベルを下回り、天然鮎の遡上が確認されるほどまでに改善しています。

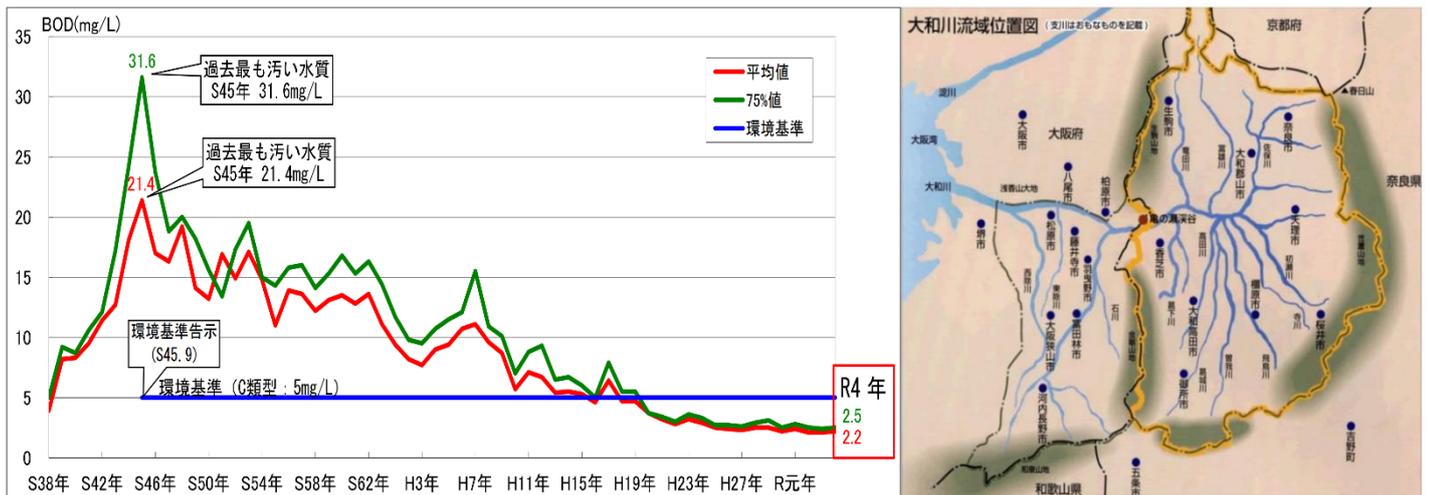


図 2-14 大和川の水質 (BOD 値) の推移

〔本市の主な取組〕

① 廃食用油の回収・リサイクル

市役所や地区公民館において、家庭で使用した廃食用油を回収しリサイクルを行うことで、河川への負荷低減と、市民の水質保全意識の高揚に努めています。

② 水質改善強化月間の取組

河川水質が悪化する2月を水質改善強化月間とし、毎年2月に台所での水質改善や浄化槽の適正な維持管理、公共下水道への早期接続等を市広報誌に掲載して啓発しています。また、関係課と合同で、近鉄大和八木駅前において啓発チラシ等を配布する街頭キャンペーンを実施しています。

③ 環境教育の実施

市内の小学4年生の児童を対象に、生活排水対策に関する出前授業を実施しています。水の大切さや河川汚濁及びその対策についての講義と、パックテストを用いて河川水質の簡易検査の実験を行い、水環境への啓発に努めています。

④ 関係機関との協働

飛鳥川の流域 5 市町村で構成する「飛鳥川流域生活排水対策推進会議」では、流域のパトロールや生活排水対策の啓発事業を実施してきました。なお、当該会議は水質の向上により初期の目的を達成した事などから、令和 5 年度末に解散し、以後は大和川流域の関係機関等で構成される「大和川水環境協議会」のもとで取組を行います。また、NPO、ボランティア団体、企業及び行政で構成する「橿原市地球温暖化対策地域協議会」が主催する環境イベントの開催時には、生活排水対策の啓発を併せて実施しています。

⑤ 水質検査

市内 15 地点の河川水を定期的に採水し、水質検査を実施することで現状を把握するとともに、「環境の概要」として結果を取りまとめて広く公表しています。

本市と公害防止協定を締結する工場からの排水の水質検査結果を確認し、公共用水域の水質が悪化しないように必要な指導等を行っています。

⑥ 河川清掃の実施

奈良県・大阪府の大和川流域の市町村では、毎年 3 月に住民や自治会等の協力のもとで“大和川一斉河川清掃”が実施されており、本市もボランティア袋の配布や回収した廃棄物の収集・処理を行うなど、積極的に参画しています。

また、市民による主体的な河川の清掃により河川維持管理活動を推進し、良好な河川空間の維持に対する市民の意識向上に資するため、河川の清掃活動を行う市内自治会等の地域住民団体に対して報償金を交付しています。

課題

(イ) 大和川の水質は近年、環境基準を下回るまでに改善しましたが、全国の一級河川の中では未だ下位にあり、その汚れの原因の約 70% は生活排水であることから、市民の更なる環境意識の向上と下水道への接続を促す必要がある。

2.3 数値目標の達成状況

中間目標年度である2023（令和5）年度までの実績から、中間目標の達成状況と、最終目標の達成見込みを評価・整理します。

2.3.1 ごみ処理

数値目標1	総排出量	2028年度までに37,000トン以下			
中間年度	目標値	39,880t	実績	38,988t	達成
最終年度	目標値	37,000t	推計	36,377t	達成見込



図 2-15 数値目標（総排出量）

数値目標1	1人1日あたりのごみ排出量		2028年度までに874g/人・日以下		
中間年度	目標値	911g/人・日	実績	897g/人・日	達成
最終年度	目標値	874g/人・日	推計	867g/人・日	達成見込



図 2-16 数値目標（1人1日あたりのごみ排出量）

数値目標 2	資源化率	2028年度までに 15%以上			
中間年度	目標値	14.3%	実績	10.5%	未達
最終年度	目標値	15.0%	推計	10.1%	未達見込



図 2-17 数値目標（資源化率）

※ 資源化率の考え方

資源回収量を総排出量で除した割合（％）を指します。

本計画において資源回収量は、市が収集・処理し資源化した量に加え、集団回収により回収された資源物量、民間事業者により実施された食品リサイクル量を合計したものとします。

$$\text{〔資源化率〕} = \frac{\text{〔市再資源化量〕} + \text{〔集団回収量〕} + \text{〔食品リサイクル量〕}}{\text{〔総排出量〕}}$$

数値目標 3	焼却処理量	2028年度までに焼却処理量（本市由来分）を32,000トン以下			
中間年度	目標値	33,930t	実績	34,691t	未達
最終年度	目標値	32,000t	推計	32,277t	未達見込

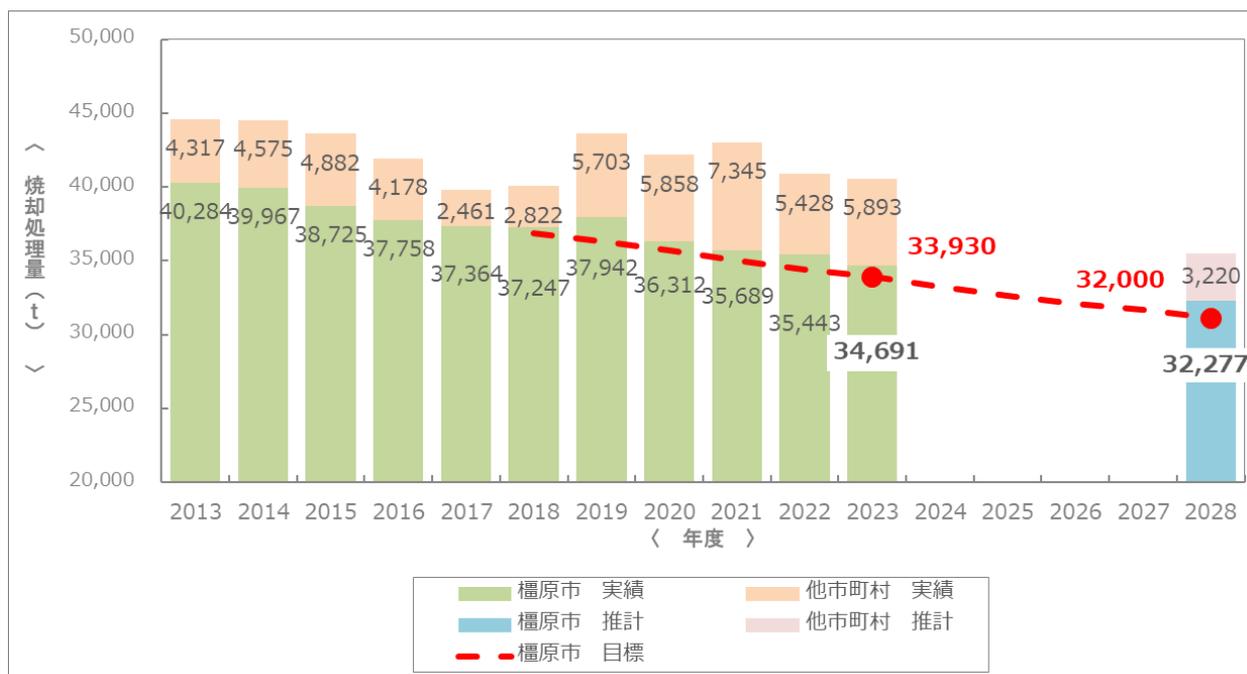


図 2-18 数値目標（焼却処理量）

数値目標 4	処理停滞日数	0日に維持
<p>計画開始（2019年度）から2023年度までの期間で、処理が停滞したことはありません。</p> <p>※ 処理停滞日数の考え方</p> <p>廃棄物の処理が滞った結果、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがある状況に至った日数を指します。</p> <p>廃棄物処理の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を達成するためには、市内で発生した廃棄物の処理を滞らせることなく適正に処理し続ける必要があるため、目標は0日としています。</p>		

課題
<p>(1) 資源化率の向上と、焼却処理量（本市由来分）の減量化に注力する必要がある。</p>
<p>【関連施策】</p> <p>施策4 ごみ搬入受付事業 (1) 資源回収の促進</p> <p>施策5 資源物処理事業 (1) 資源回収の促進 (3) 調査・研究</p> <p>施策6 集団回収促進事業 (1) 啓発活動 (2) 再資源集団回収報償金交付制度 (3) 調査・研究</p>

2.3.2 生活排水処理

数値目標 1	生活排水処理率		2028年度までに90%以上		
中間年度	目標値	85.9%	実績	85.3%	未達
最終年度	目標値	90.0%	推計	88.9%	未達見込

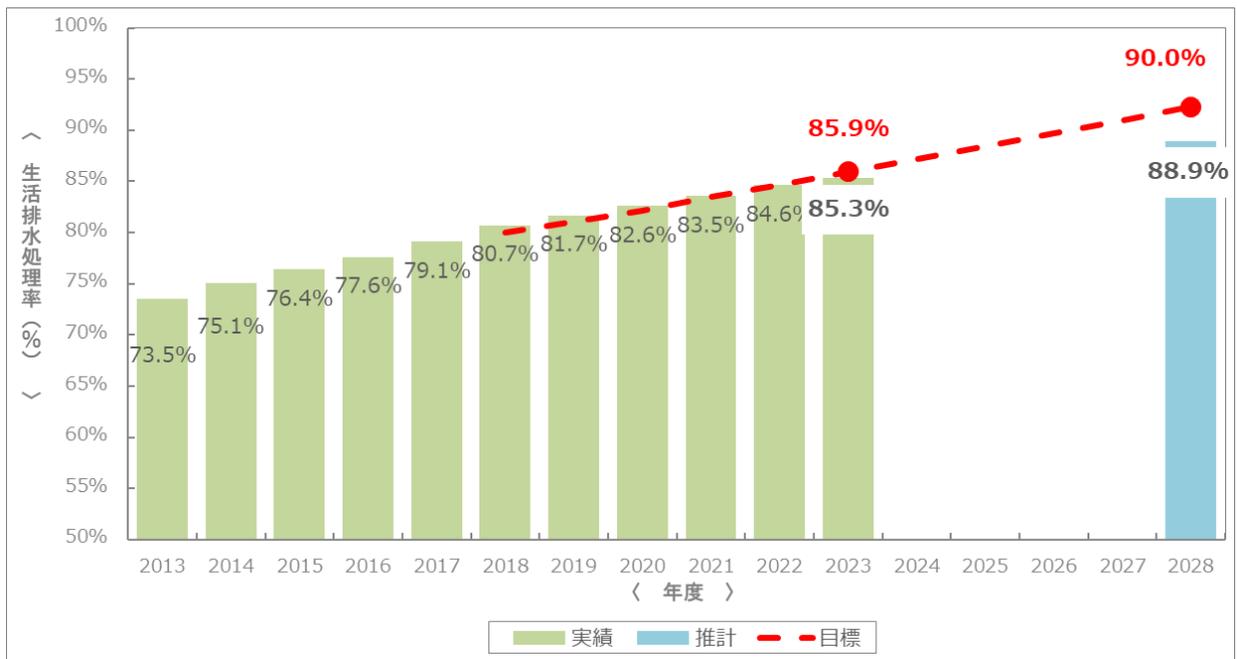


図 2-19 数値目標 (生活排水処理率)

※ 生活排水処理率の考え方

生活排水を適正に処理している人口が全人口に占める割合 (%) を指します。

本計画において生活排水を適正に処理している人口とは、公共下水道による処理人口と合併浄化槽による処理人口を合計したものとします。

$$\text{〔生活排水処理率〕} = \frac{\text{〔下水道による処理人口〕} + \text{〔合併浄化槽による処理人口〕}}{\text{〔榎原市の人口〕}}$$

数値目標 2	河川の BOD 値		5mg/L 以下に維持		
中間年度	目標値	5mg/L	実績	2.4mg/L	達成
最終年度	目標値	5mg/L	推計	2.4mg/L	達成見込

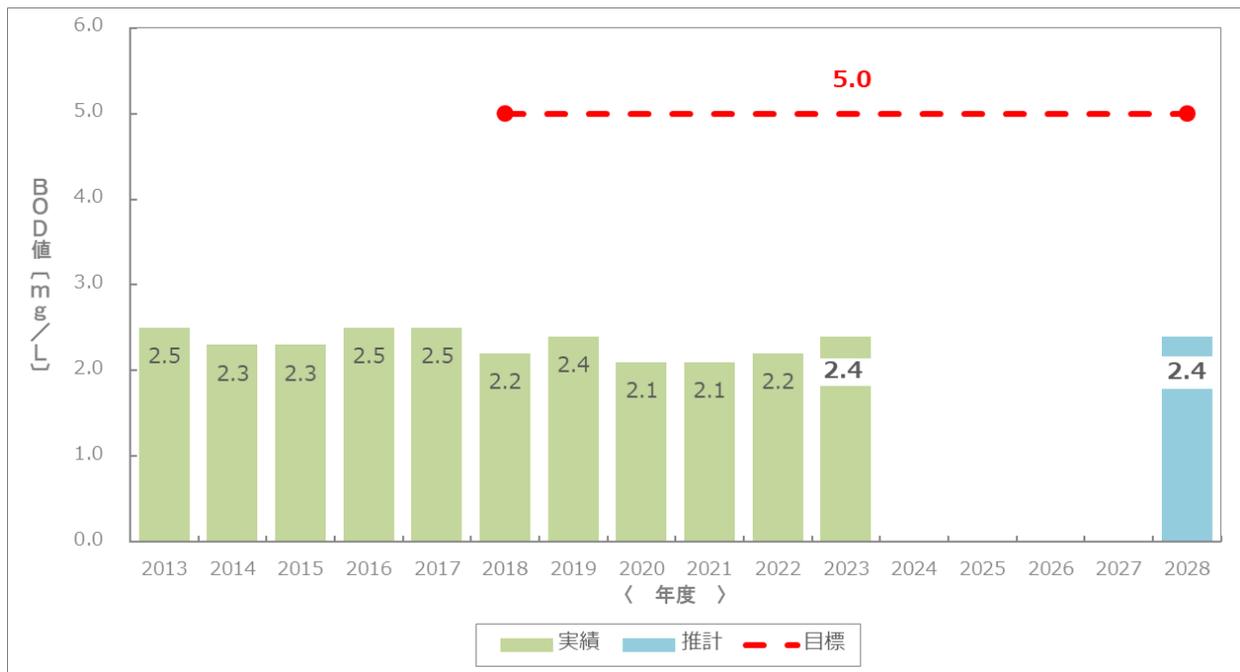


図 2-20 数値目標 (河川の BOD 値)

※ 大和川の BOD 値の考え方

本計画で用いる指標は、国土交通省が公表する「全国の一級河川の水質現況」に記載される大和川の水質調査結果（平均値）とします。

数値目標 3	処理停滞日数	0日に維持
<p>計画開始（2019年度）から2023年度までの期間で、処理が停滞したことはありません。</p> <p>※ <u>処理停滞日数の考え方</u></p> <p>廃棄物の処理が滞った結果、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがある状況に至った日数を指します。</p> <p>廃棄物処理の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を達成するためには、市内で発生した廃棄物の処理を滞らせることなく適正に処理し続ける必要があるため、目標は0日としています。</p>		

課題
<p>(1) 生活排水処理率の向上に注力する必要がある。</p> <hr/> <p>【関連施策】</p> <p>施策1 生活排水対策事業 (1) 啓発活動 (2) 環境教育 (3) 浄化槽設置整備事業補助金交付制度</p>

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 基本理念

- **地球環境**

- 【目指す姿】

- 市民が環境保全と資源循環に高く関心を持ち、環境負荷の少ない持続可能な社会を築いています。

- **生活環境**

- 【目指す姿】

- 市民が、良好な生活環境で暮らすことができます。

本市は、2021（令和3）年3月に策定した「橿原市第四次総合計画」において、目指す将来ビジョンを「はじまりから未来へ、つながりきらめくまち かしはら」と定め、そのもとで地球環境において目指す姿「市民が環境保全と資源循環に高く関心を持ち、環境負荷の少ない持続可能な社会を築いています。」また生活環境において目指す姿「市民が、良好な生活環境で暮らすことができます。」の実現に向けて、各種施策に取り組んでいます。

本計画においても、上位計画が指し示す方向性を維持しつつも、更なる効果の拡大を目指して従来施策の見直しや強化、新規施策の導入などを図り、市民・事業者・市の協働のもとで持続可能な環境をつくるまちの実現を目指すこととします。

3.2 基本方針

基本方針 1

排出抑制及び再使用を優先した4Rの推進

循環型社会の形成に向けて、国が2024（令和6）年8月に策定した「第5次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済の構築を目指して、排出抑制や再使用の取組が随所に挙げられています。

このような状況から、日常生活や事業活動など社会経済のあらゆる場面で、排出抑制・再使用の取組を優先的に組み込みながら、4Rを推進していくこととします。

基本方針 2

有用資源の回収強化及び循環利用の促進

4Rの1つであるリサイクルは、廃棄物を可能な限り資源として再生利用し、天然資源の消費を減らすことが目的です。

市民は、廃棄物を適切に分別して資源を有効利用しやすい形で排出し、事業者は、自己処理責任に則った資源の利活用を推進することとします。また、市は、資源を効率的にリサイクルできるよう、市民や事業者へ情報提供を行うなどの配慮を行います。

市における資源化率を更に向上させるために、市民・事業者・市のこれらの取り組みを一層強化し、リサイクルの推進を行います。

基本方針 3

効率的で適正な処理システムの構築

市町村は、その区域内における一般廃棄物について、適正な処理に必要な措置を講ずるように努め、生活環境の保全上、支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないとされており、4Rを推進した上で、それでも排出されてしまうごみについては、市が責任を持って適正処理を行います。

また、廃棄物処理は、市民や事業者にとって非常に身近なものであり、地域等による排出特性や高齢者・障がい者世帯などにも考慮したきめ細かい施策を展開するとともに、これまで以上に市民・事業者の安全・安心を確保し、適切で効率的な収集・運搬・処理を行います。

3.3 数値目標

3.3.1 数値目標の項目

本計画では、計画の全容を可能な限り網羅し、市民・事業者・市にとってわかりやすく且つ取組の達成状況を把握しやすい指標として、以下の4項目の数値目標を設定します。

これら4項目が示す計画範囲及び基本方針との関係を図3-1に示します。

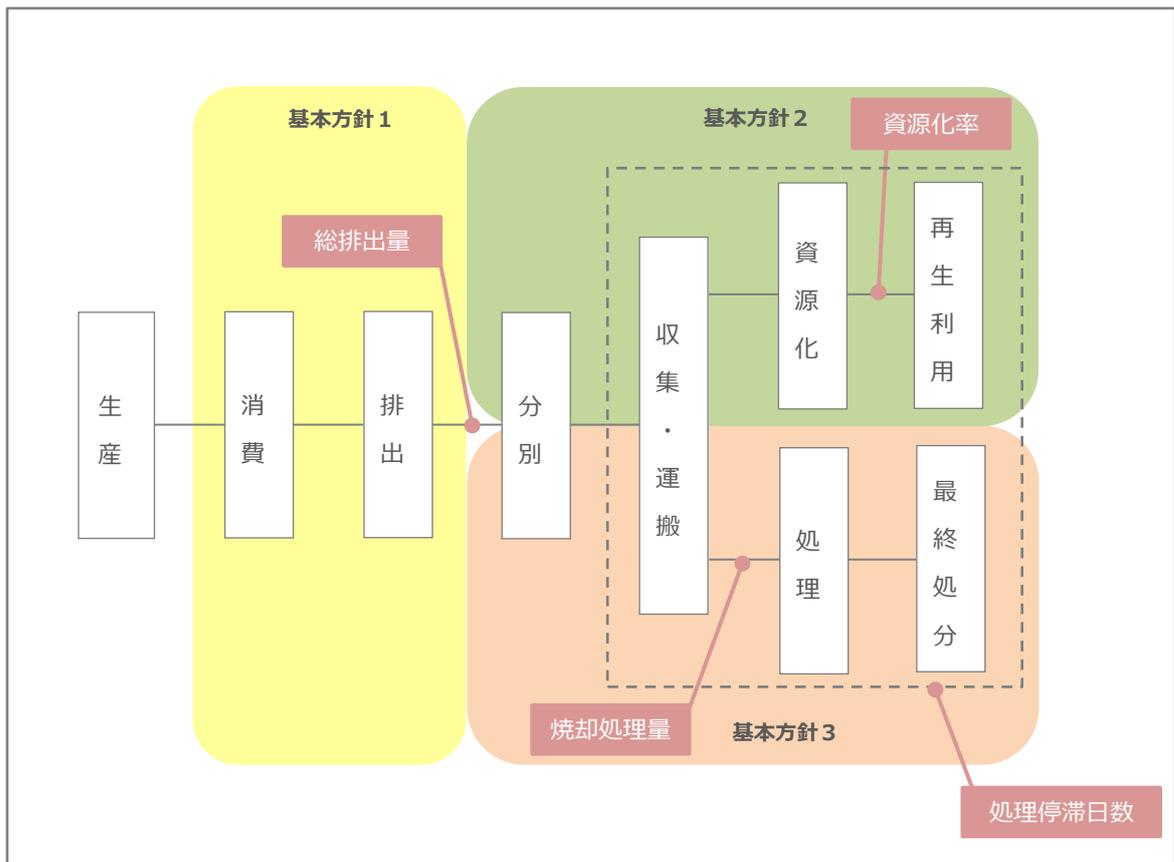
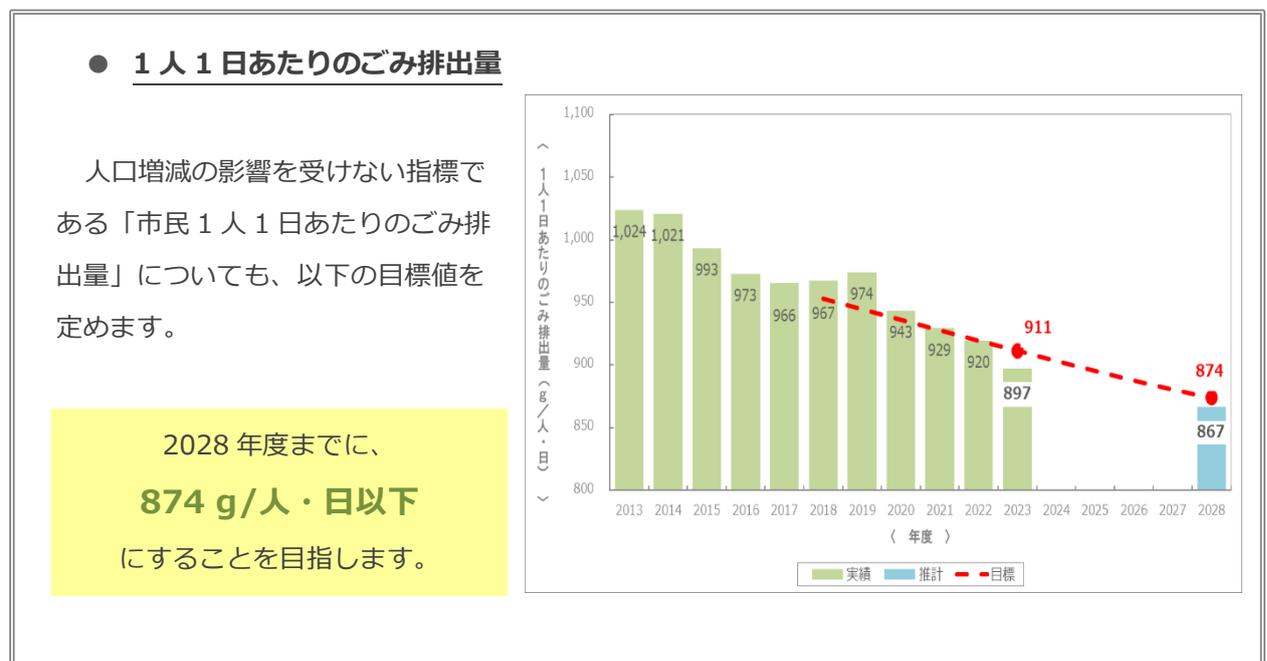
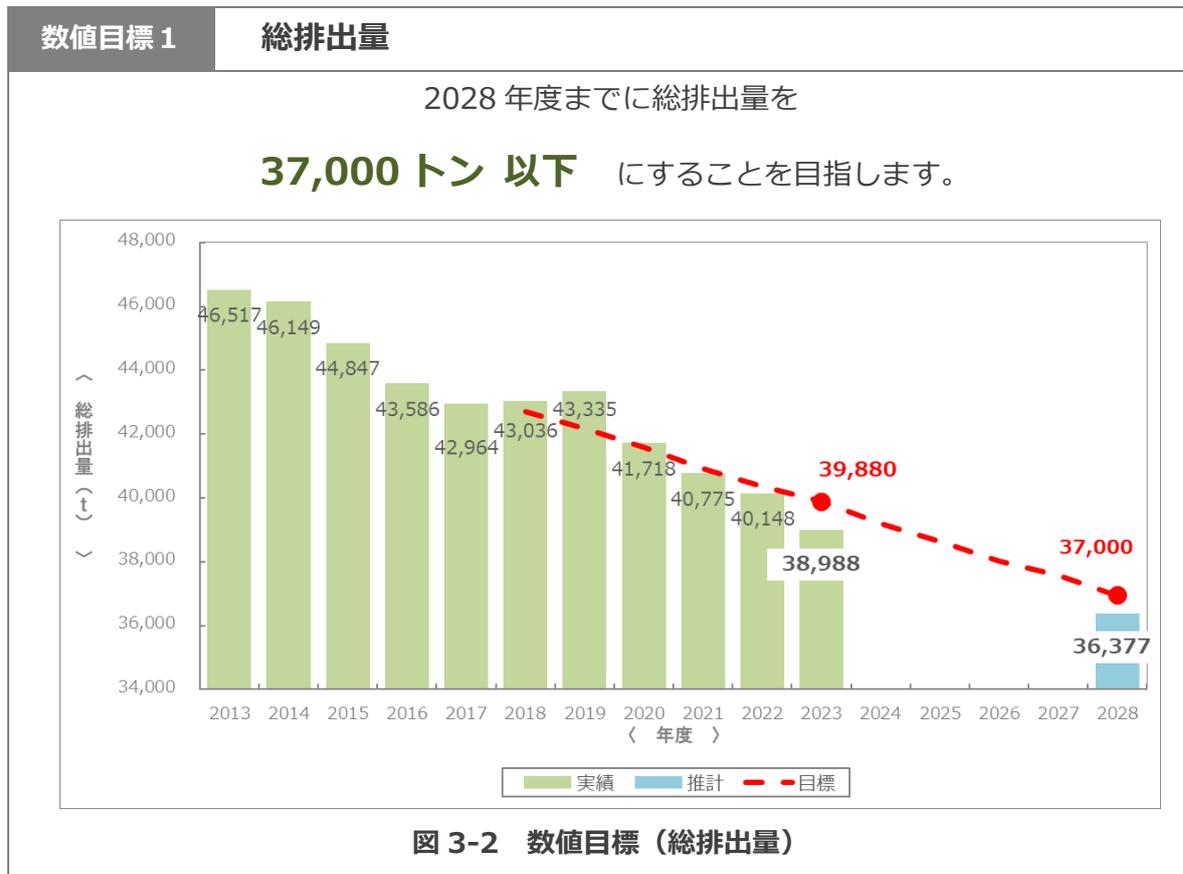


図3-1 計画範囲と数値目標の項目

3.3.2 数値目標



数値目標 2

資源化率

2028年度までに資源化率を

15%以上 にすることを目指します。



図 3-3 数値目標 (資源化率)

※ 資源化率の考え方

資源回収量を総排出量で除した割合 (%) を指します。

本計画において資源回収量は、市が収集・処理し資源化した量に加え、集団回収により回収された資源物量、民間事業者により実施された食品リサイクル量を合計したものとします。

$$\text{〔資源化率〕} = \frac{\text{〔市再資源化量〕} + \text{〔集団回収量〕} + \text{〔食品リサイクル量〕}}{\text{〔総排出量〕}}$$

数値目標 3

焼却処理量

2028年度までに焼却処理量（本市由来分）を
32,000トン以下 にすることを目指します。

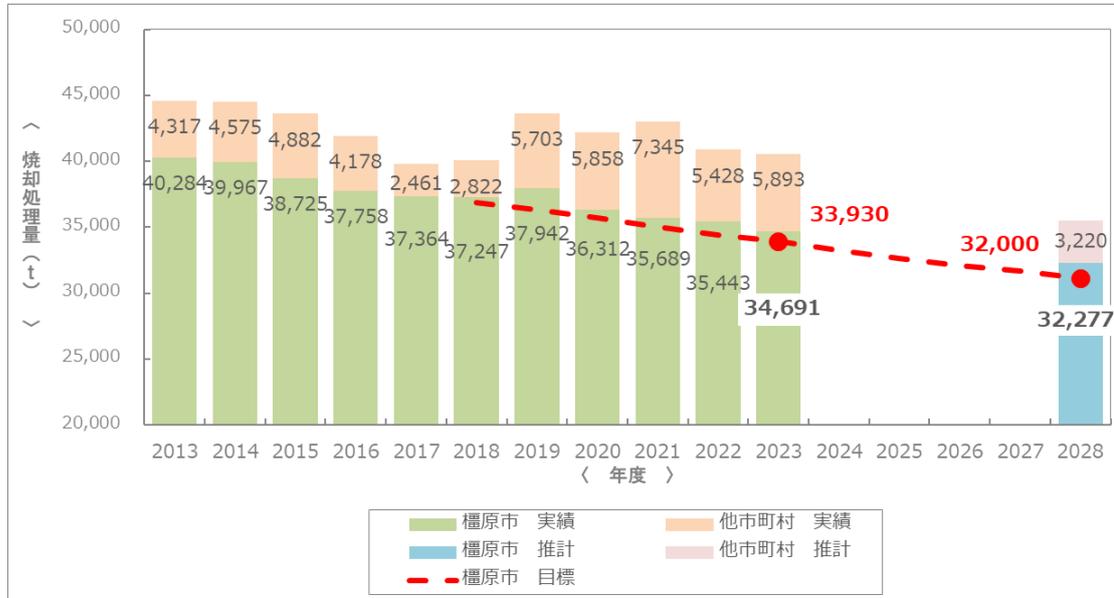


図 3-4 数値目標（焼却処理量）

数値目標 4

処理停滞日数

処理停滞日数を **0日** に維持することを目指します。

※ 処理停滞日数の考え方

廃棄物の処理が滞った結果、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがある状況に至った日数を指します。

廃棄物処理の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を達成するためには、市内で発生した廃棄物の処理を滞らせることなく適正に処理し続ける必要があるため、目標は0日としています。

3.4 ごみ処理体制

3.4.1 ごみの区分と処理主体

(1) 分別区分

分別区分は表 3-1 のとおりとしますが、本計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は、見直しを行います。

表 3-1 分別区分

区分		性状
可燃ごみ		指定ごみ袋（大）に入る大きさで、可燃性のもの
不燃物		指定ごみ袋（大）に入る大きさで、固体の不燃性のもの
粗大ごみ		指定ごみ袋（大）に入らない大きさで、固体のもの
資源ごみ	カン・ビン	第二長辺（2番目に長い辺）が20cm以下で、汚損のない空のカン・ビン
	ペットボトル・プラスチックボトル	汚損のない空のペットボトル・プラスチックボトル
	新聞	汚損のない新聞
	雑誌類	汚損のない雑誌類
	ダンボール	汚損のないダンボール
	廃食用油	食用油
	使用済小型電子機器等	使用済の小型家電品で対象品目に該当するもの
有害物		人体や生態系に有害な物質を含む可能性のあるもの

以下のごみは、本市では収集・処理を行わず、専門業者や販売店等と連携しながら、適正な回収・処理ルートを確立します。

- ・有害性のあるもの
- ・危険性のあるもの
- ・爆発性、発火性又は引火性のあるもの
- ・著しく悪臭を発するもの
- ・特別管理一般廃棄物に該当するもの
- ・家電リサイクル対象品
- ・収集・処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる恐れのあるもの

(2) 処理主体

処理主体は、表 3-2 のとおりとしますが、本計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は見直しを行います。

なお、本市が処理を他に委託する場合であっても、処理基準に基づき適正処理を確保します。

表 3-2 収集・運搬、中間処理、最終処分の主体

区分		収集・運搬※	中間処理	最終処分
可燃ごみ		市 (一部委託)	市 (直営)	市 (委託)
不燃物		市 (直営)		
粗大ごみ				
資源ごみ	カン・ビン	市 (一部委託)		
	ペットボトル・プラスチックボトル	市 (直営)		
	新聞	市 (委託)		
	雑誌類			
	ダンボール			
	廃食用油	市 (直営)		
	使用済小型電子機器等			
有害物				

※ 事業系ごみの収集・運搬主体については排出者とします。

(3) その他

法令等により特別の定めがある品目は、その方法により適正に処理することとします。

3.4.2 処理フロー（将来）

将来の処理フローは、図3-5のとおりとします。

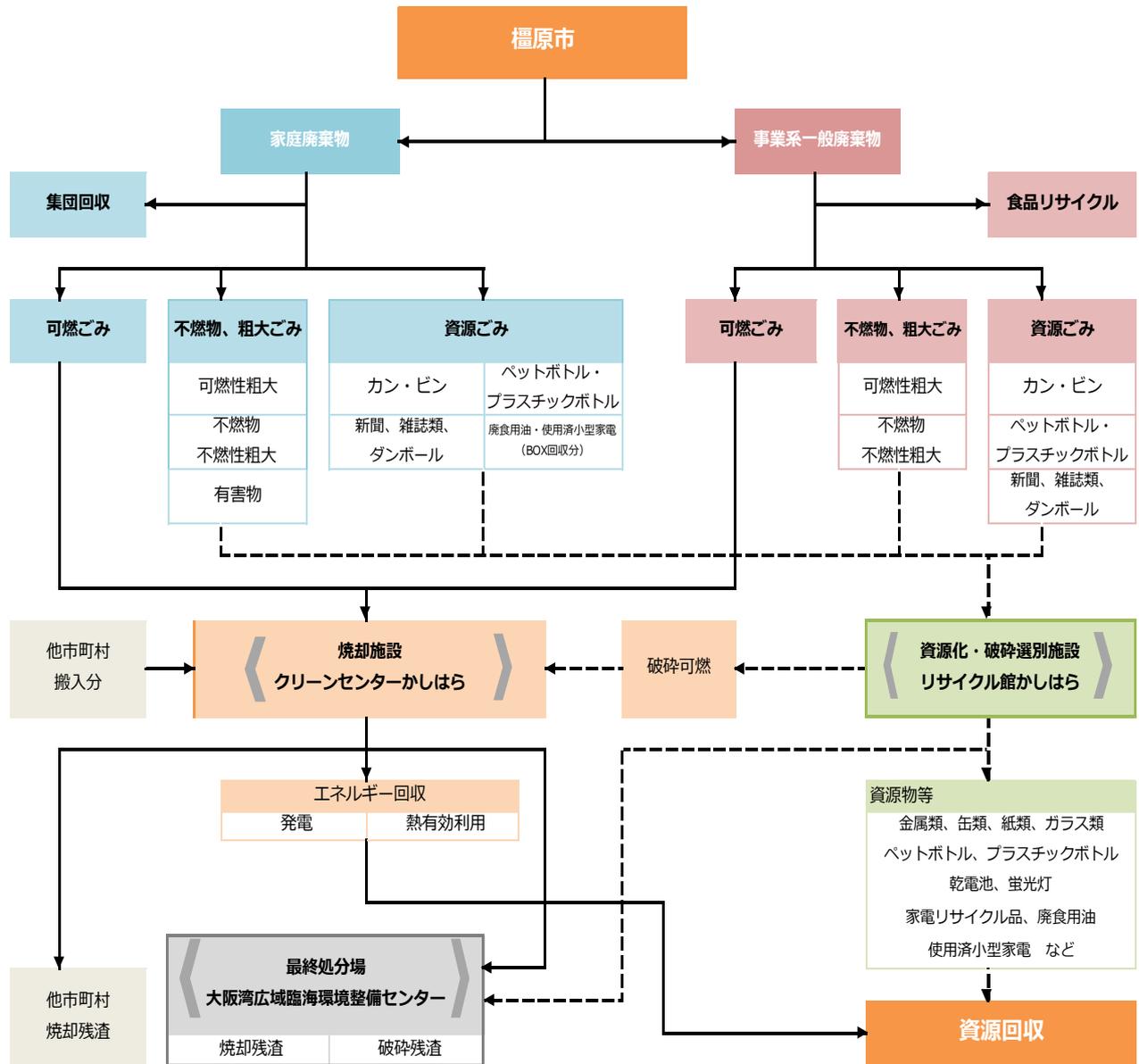


図3-5 処理フロー（将来）

3.4.3 収集・運搬

(1) 目標

適正な収集・運搬体制を確立し、分類排出されたごみを速やかに且つ安全に、また生活環境保全上支障がないよう収集します。

また、現行の戸別収集を継続しながら、多様な市民ニーズ[※]に対応する収集サービスを導入します。

〔多様な市民ニーズ〕

- ・家庭からのごみの排出が困難な方への対応
- ・引越ごみ、整理ごみ等の一時に多量に排出される家庭系ごみへの対応 など

(2) 収集区域の範囲

本市全域を対象とします。

(3) 収集・運搬の方法

① 家庭系ごみ

11種類の分別収集を継続し、社会環境の変化に応じて適宜見直しを行います。

収集・運搬の方法は表3-3のとおりとします。

表3-3 収集・運搬の方法

区分	収集・運搬主体	方式	収集頻度	指定容器等	
可燃ごみ	市（一部委託）	戸別	2回/週	指定ごみ袋	
不燃物	市（直営）	ステーション	1回/月	-	
粗大ごみ		ステーション	1回/月	-	
資源ごみ	カン・ビン	市（一部委託）	戸別	隔週	専用ケース
	ペットボトル・プラスチックボトル	市（直営）	ステーション	1回/月	専用ネット
	新聞	市（委託）	戸別	1回/月	-
	雑誌類		戸別	1回/月	-
	ダンボール		戸別	1回/月	-
	廃食用油	市（直営）	拠点	6回/年	-
	使用済小型電子機器等		拠点	随時	指定ボックス
有害物	市（直営）	ステーション	1回/月	-	

なお、上記の収集により難しい場合については、次のとおり市により別途収集を行います。

表 3-4 特別収集制度

ふれあい収集	
身近な方の協力が得られず、高齢、障がい、要介護などの理由で排出場所に出ることが困難な世帯に対し、対象とする世帯の者からの申し込みにより、玄関先で定期的な収集を行う。	
対象	次の要件に該当する方のみで構成された世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・要支援または要介護の認定を受けている方 ・総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）を受けている方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・70歳以上の方
粗大ごみのリクエスト収集	
身近な方の協力が得られず、高齢、障がい、要介護などの理由で家庭から集積所へ粗大ごみの排出が困難な世帯に対し、対象とする世帯からの電話での申し込みの都度、粗大ごみの収集を行う。	
対象	次の要件に該当する方のみで構成された世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・要支援または要介護の認定を受けている方 ・総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）を受けている方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・70歳以上の方
一時多量ごみ収集	
引っ越し、遺品整理、大掃除等で発生した家庭からのごみを対象とし、排出者または排出者の代理人からの申請に基づき収集を行う。	
対象	要件なし

② 事業系ごみ

事業系ごみについては、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とし、本市による収集は実施しません。市の処理施設へ自己搬入するか、許可業者に処理委託することとします。

許可制度の運用に当たっては、廃棄物処理法に基づき的確な審査を行い、適正に運用します。

3.4.4 中間処理

(1) 目標

既存処理施設の計画的な保全により、将来のごみ量に対応できる処理機能を安定的に確保した上で、有用資源の回収及び循環利用を図りつつ、域内で生じる廃棄物を適正に処理します。

(2) 処理の方法

分別排出されたごみを、本市が所有する焼却施設（クリーンセンターかしはら）及び資源化・破碎選別施設（リサイクル館かしはら）にて適正に処理します。

【焼却施設】

名称	クリーンセンターかしはら	
所在地	橿原市川西町 1038 番地の 2	
処理能力	85 トン/日 × 3 基 (合計 255 トン)	
焼却炉形式	全連続燃焼式	
発電能力	5,000kW (最大)	
処理する一般廃棄物の 区分及び処理方法	可燃ごみ	焼却
	破碎残渣 (可燃分)	
	動物の死体	
処理主体	市	

● 計画稼働期間

2037 年度まで (35 年間)

【資源化・破碎選別施設】

名称	リサイクル館かしはら	
所在地	橿原市東竹田町 1 番地の 1	
処理能力	不燃物・粗大ごみ	34 トン/5 時間
	カン・ビン	11 トン/5 時間
	ペットボトル・ プラスチックボトル	2 トン/5 時間
処理する一般廃棄物の 区分及び処理方法	不燃物・粗大ごみ	破碎・選別
	カン・ビン	選別・圧縮・保管
	ペットボトル・ プラスチックボトル	選別・圧縮・保管
	新聞・雑誌類・ダンボール	選別・保管
	有害物	選別・保管
	使用済小型電子機器等	選別・保管
処理主体	市	

● 計画稼働期間

2037 年度まで (37 年間)

(3) 施設管理

① 計画的な整備

施設の点検整備を計画的に行い、適正且つ安定した処理機能を確保します。

両処理施設において 2014（平成 26）年度から導入している長期包括運営委託事業のモニタリングを確実に実施し、安定的且つ持続的な施設運営に努めます。また、施設供用が終了する 2038 年度以降の施設運営の在り方について、十分に検討を重ね計画的な事業実施に努めます。

② 安全で衛生的な環境の確保

処理施設の運営にあたっては、廃棄物処理法で規定された生活環境を保全するための技術上の基準を遵守し、安全且つ衛生的な環境を確保します。また、定期的に処理施設周辺の環境調査等を実施し、地域の生活環境への適正な配慮を講じると共に、その結果を広く公表します。

③ 広域支援体制の確立

本市は、近隣自治体の要請に応じて、処理能力の余剰範囲内で処理支援を行うなど、県内中南和地域の廃棄物処理を牽引するとともに、中心的な役割を担っています。今後も、これまで同様に適正な施設管理を行い、この使命を果たします。

また、ごみの排出抑制や人口減少に伴い処理の対象とする廃棄物量の減少が予想されることから、処理施設の集約化等による環境負荷・財政負担の低減などを見据え、広域処理についての検討を進めます。

3.4.5 最終処分

(1) 目標

最終処分量の削減を図り、最終処分場のできる限りの延命化に努めます。

(2) 処理の方法

引き続き、大阪湾広域臨海環境整備センターに処分委託します。

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター
受入対象区域	近畿2府4県169市町村
埋立処分場	4箇所（尼崎沖・泉大津沖・神戸沖・大阪沖）
搬入基地	9箇所（大阪・堺・堺大津・和歌山・姫路・播磨・神戸・尼崎・津名）

【橿原市の廃棄物を搬入する基地及び埋立処分場】

搬入基地	埋立処分場
<p>堺基地 (堺市西区築港新町4丁4番)</p> 	<p>大阪沖埋立処分場 (大阪市此花区北港緑地先)</p> 

● 計画受入期間
2032年度まで

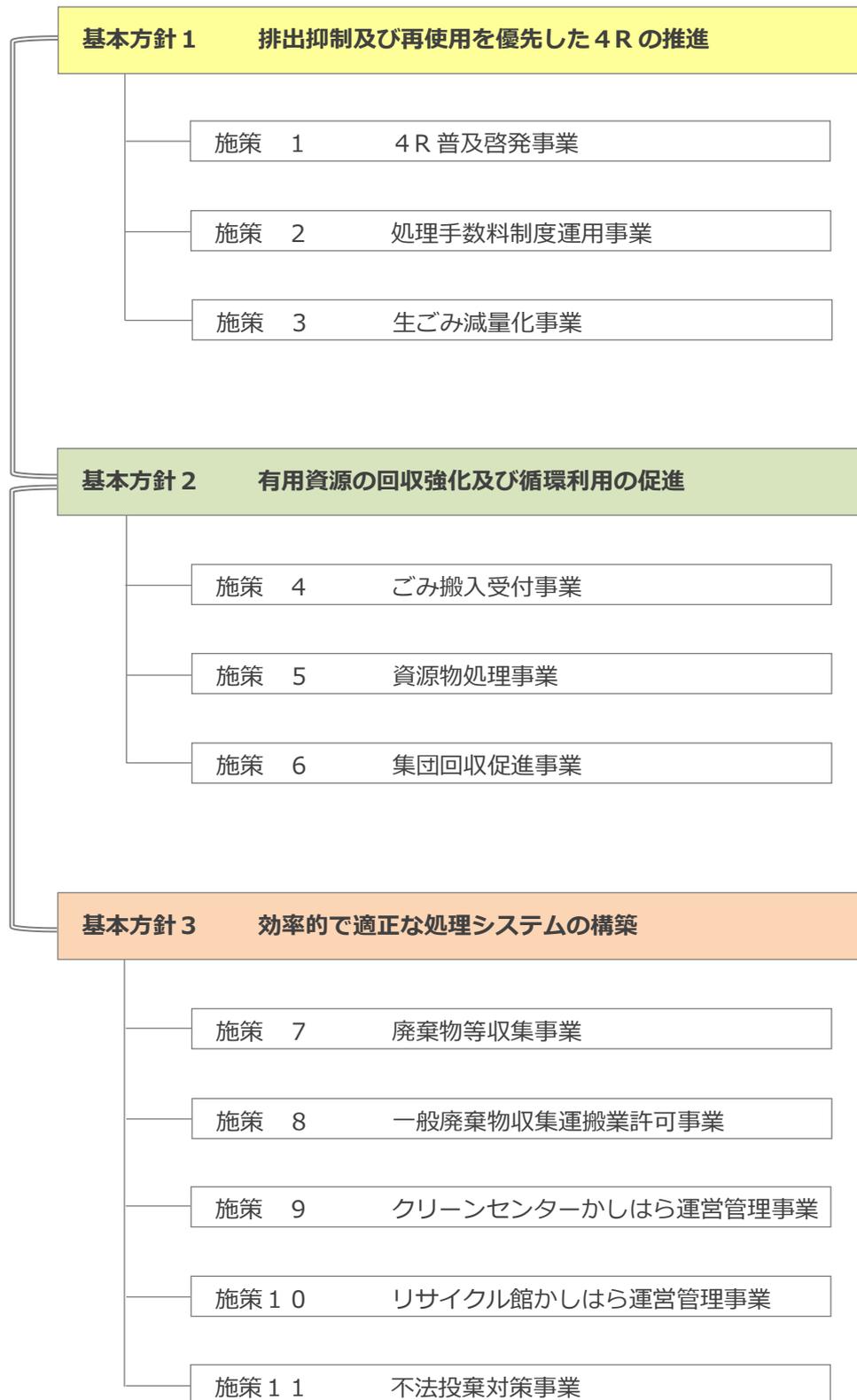
(3) 埋立処分の対象物

焼却残渣 …… 焼却施設からの焼却灰及びばいじん処理物

破碎残渣 …… 資源化施設の破碎・選別後の残渣

3.5 具体施策

3.5.1 施策体系



3.5.2 排出抑制及び再使用を優先した4Rの推進

施策1

4R 普及啓発事業

< 主な内容 >

(1) 啓発活動

- 広報やホームページ、パンフレット、啓発DVD等を活用し、ごみの排出方法に加え、4R行動の促進や意識改革に資する情報を広く提供します。
- ごみ減量・リサイクル、地球温暖化防止に関する標語やポスターを募集し、入選作品については市の処理施設や各種の環境イベント会場等で展示することにより、広く市民の意識高揚を図ります。
- 4Rに関する有用な情報を適切なタイミングで市民に提供できるよう、ホームページやスマートフォン・タブレットなどの情報端末向けアプリによる情報発信を充実します。

(2) 環境教育

- 処理施設の見学受入れや出前講座を実施し、市民の自主的な環境教育への取組を積極的に支援します。
- 再使用を目的に、廃棄されたものの中で使用可能な家具・自転車などを展示・還元することや、ご家庭で不要になった衣類や子育てグッズ、搬入される雑誌の中で、とりわけ新しい書籍、古着・食器等を還元するリユースコーナーを設置して、2R（リデュース・リユース）の意識向上を図ります。
- イベントなどを開催し、モノの大切さ等について学ぶ機会を提供します。

(3) エコショップ認定制度等

- 環境にやさしい商品の販売や、ごみの減量化・リサイクル活動に取り組む小売店舗を「エコショップ」として認定し、広く市民に周知することにより、環境にやさしいライフスタイルを作り上げます。
- レジ袋削減の協定締結など、市内のスーパーや小売店舗等によるレジ袋辞退者へのポイント付与制度やレジ袋有料化等の取組を推進し、全市的なレジ袋削減の推進を図ります。

(4) 調査・研究

- ごみの減量やリサイクルを生活習慣として定着させるとともに、循環型社会についての理解を深めるため、施設見学、啓発イベントなどの内容について、継続的に調査・研究を行います。

施策2**処理手数料制度運用事業**

< 主な内容 >

(1) 処理手数料

- ごみの減量を主な目的として、引き続きごみ処理費用の一部を排出者に負担いただきます。
- 手数料の金額と対象については、処理経費の増減、法改正への対応、近隣自治体の動向などを総合的に勘案した上で適正に設定します。

(2) 指定ごみ袋の供給

- 家庭系の可燃ごみに係る処理手数料は、引き続き、有料の指定ごみ袋制度を運用することとし、指定ごみ袋の供給が滞ることのないよう、製作・配送等の業務を行います。

(3) 調査・研究

- ごみ処理手数料については、減量化・資源化の状況や近隣自治体の動向を勘案しながら、金額や対象品目の妥当性及び見直しの必要性を継続的に調査します。

施策3

生ごみ減量化事業

< 主な内容 >

(1) 普及啓発

- 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の趣旨や内容の普及啓発に努め、食品関連事業者等の自主的・主体的な取組を促進し、事業所から排出される生ごみの減量を進めます。
- 水切り等の減量化に関する手法や堆肥化等の資源化に関する情報を様々な媒体を通して発信するとともに、生ごみの「3 切り運動」（食材の「使い切り」、料理の「食べ切り」、排出時の「水切り」）を推進します。
- 食品関連事業者など生ごみの組成割合が多い業者に対し、個別の啓発・指導を実施することにより、生ごみの発生抑制とリサイクルルートへの誘導を図ります。
- 「食べ切りの日」などのイベントを実施するとともに、食べ切りレシピやアイデア・標語を募集して市のホームページに掲載します。
- 公立小中学校などの本市関連施設においても、生ごみの減量・リサイクルに取り組めます。

(2) 家庭用生ごみ処理機購入補助制度

- 家庭から出る生ごみの発生を抑制し、ごみの減量化を図り、堆肥化し資源として活用することを目的に、家庭用生ごみ処理機・コンポスト容器の購入費を助成します。

(3) 調査・研究

- 本市における食品関連事業者の生ごみリサイクルの実態把握に努めるとともに、リサイクルの促進に向けた調査・研究を進めます。
- 外食における食べ残しを削減することにより、飲食店等における生ごみの発生抑制を図るため、飲食店等における「食べ切り」の促進策について調査・研究します。

3.5.3 有用資源の回収強化及び循環利用の促進

施策4

ごみ搬入受付事業

< 主な内容 >

(1) 資源回収の促進

- ごみ搬入時に、計量にて内容物等を確認し、必要に応じて分別方法や持ち込み方法等について搬入者に案内・指導を行います。
- ▶ ● ごみ組成の中で大きな割合を占める紙ごみについて、リサイクルルートの構築及び当該ルートへの誘導を図ります。
- ▶ ● 事業系ごみ収集の担い手である一般廃棄物収集運搬許可業者と連携し、排出事業者に対して、分別の徹底や再生可能な紙類・生ごみの資源化促進の働きかけを行います。

(2) 適正処理の推進

- ごみ搬入時に、計量にて内容物等を確認し、必要に応じて適正処理方法について搬入者に案内・指導を行います。
- 適宜、搬入物検査を実施し、法令や処理計画に違反したごみが搬入されていないか確認します。搬入不適物がある場合は、収集業者に排出状況等の確認や指導を行うとともに、状況に応じて排出事業者に対して、個別に適正処理方法について指導を行います。
- 適宜、事業所への立入検査等を実施し、処理状況の確認を行うとともに、必要に応じて適正処理方法について指導を行います。

(3) 処理手数料の徴収

- 処理施設へのごみ搬入の際に、ごみ種別と搬入量に応じて手数料を徴収します。

施策5

資源物処理事業

< 主な内容 >

(1) 資源回収の促進

- 分別区分に応じて搬入された不燃ごみ及び資源物は、市の処理施設において選別・圧縮・梱包などの前処理を行い、十分な品質を確保した上で、リサイクル業者に引き渡します。
- 資源物を引き渡す業者及び価格の決定にあたっては、一般競争入札（事後審査型）などを用いるなど、適正なリサイクルルートと財源の確保に努めます。
- 市の処理施設において、作業員が手作業で選別するピックアップ回収を積極的に実施し、有用資源の回収強化を図ります。
- 2014年度から実施している使用済小型家電ボックス回収等の成果を検証し、民間事業者が実施している独自回収との連携を図りつつ、将来にわたる最適な回収・リサイクル体制を確立します。
- 2018年度から試験的に実施している羽毛布団のリサイクルについて、認知度向上・回収量増加に向けた「広報啓発」の充実を図ります。
- ▶▶ ● 「雑がみ分別回収」についての啓発を行い、紙資源の回収強化を図ります。

(2) 不法行為等の防止

- ごみ集積所における持ち去り禁止看板の設置や、定期パトロールの実施を行い、持ち去り行為禁止に係る周知を図り、関係機関と連携した持ち去り行為者に対する取り締まりを行います。
- 家電リサイクル対象製品の適正処理及びリサイクルの促進に努めます。

(3) 調査・研究

- 資源化量の更なる底上げや、効果的なリサイクル手法の採用を目指し、不燃ごみの全量資源化等の先進事例について、調査・研究します。
- 現状では資源化困難とされている品目についても、リサイクル技術の進展や民間資源化施設の動向等を見極めながら、新たな資源化の方策を検討します。
- ▶▶ ● 事業所から排出される一般廃棄物のうち民間のリサイクル施設などで処理されるものについて、処理ルートや処理量を把握できる仕組みづくりについて検討します。

施策6

集団回収促進事業

< 主な内容 >

(1) 啓発活動

- ▶▶● 集団回収は、地域における資源化の促進のほか、地域コミュニティの活性化にも寄与するため、より多くの市民が集団回収活動に参加できるよう、活動の始め方、回収業者に関する情報などを市のホームページに掲載し、利用しやすい環境づくりを進めます。
- ▶▶● 活動を始めようとする団体に対して、市が必要に応じてコーディネートを行うなど、活動の普及促進に努めます。
- ▶▶● 集団回収の実施団体に対して「雑がみ分別回収」についての啓発を行い、活動の促進及び紙資源の循環強化を図ります。

(2) 再資源集団回収報償金交付制度

- ▶▶● 集団回収は、地域における資源化の促進のほか、地域コミュニティの活性化にも寄与するため、回収した資源物の重量に応じて市から報償金を交付し、活動を支援します。

(3) 調査・研究

- ▶▶● 助成制度の見直しや新制度の導入など、集団回収が持続的な活動となるような取り組み事例について、調査・研究を深めます。
- ▶▶● 活動実態について、定期的に調査します。

3.5.4 効率的で適正な処理システムの構築

施策7

廃棄物等収集事業

< 主な内容 >

(1) 家庭系ごみの収集

- 地域特性（道路形状・排出状況等）を踏まえ、各戸方式とステーション方式を併用しながら効率的に収集します。
- ごみの排出が困難な高齢者や障がい者などを対象に、市の職員が玄関先で収集する「ふれあい収集」を実施します。
- 粗大ごみ等の排出時における市民の利便性を高めるため、電話によるリクエスト収集を導入します。

(2) 事業系ごみの収集

- 排出者自らの責任において適正処理することを原則とし、市による収集は実施しません。事業者自ら各施設へ搬入を行うか、檀原市事業系一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に依頼し搬入することとします。

(3) 車両管理

- 始業前・終業後の点検及び清掃を行い、故障を未然に防ぐと共に衛生的に管理します。
- 点検及び突発的な故障等にも速やかに対応する体制を構築します。
- 車両の廃棄及び購入に際しては、収集に支障を来たさないよう計画的に行います。

(4) 調査・研究

- 高齢化社会の進展を踏まえ、関係部局と連携して、屋内からのごみの持ち出しが困難な高齢者等に対する支援のあり方について検討を行います。
- 引越しや片付けなどに伴う一時多量ごみの収集について調査・研究を重ね、収集システムの構築を進めます。
- 将来にわたって安定的且つ持続的な収集事業を実施するための調査・研究を進めます。

施策8

一般廃棄物収集運搬業許可事業

< 主な内容 >

(1) 収集運搬業許可の審査

- 許可申請業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する欠格要件に該当していないか、事業を的確かつ継続的に行うに足りる施設及び能力並びに経理的基礎を有しているか審査を行います。審査に合格した業者には許可証を発行します。

(2) 搬入物検査の実施

- 適宜、搬入物検査を実施し、法令や処理計画に違反したごみが搬入されていないか確認します。搬入不適物がある場合は、収集業者に排出状況等の確認や指導を行うとともに、状況に応じて排出事業者に対して、個別に適正処理方法について指導を行います。
- 「橿原市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」に基づき、ルール違反ごみの調査・指導を行い、事業者に対する分別指導や、収集運搬許可業者と契約していない事業者の把握及び排出指導等を行います。

(3) 調査・研究

- 本市の地域特性並びに収集運搬業界の動向等を踏まえながら、適正な許可制度の在り方について調査・研究を重ねます。

施策9

クリーンセンターかしはら運営管理事業

< 主な内容 >

(1) 体制構築

- 長期包括運営委託事業の実施により、適正・安全な処理に加え、効率的な事業運営を実施します。
- 処理量の推移を見極め、より効率的な運転管理体制の構築と、安全且つ安定した処理体制を持続的に確保します。
- 災害発生時などの非常時にも、公衆衛生の確保の観点から、適正且つ迅速に廃棄物を処理できる体制を構築します。
- ごみ処理施設の集約化等による環境負荷・財政負担の低減や、災害対応の観点から、ごみの広域処理体制の構築を推進し、近隣自治体からごみ処理の要請があった場合、本市のごみ処理能力の範囲内においてごみの受入を検討します。

(2) 施設管理

- 適切な施設運営・整備を行うとともに、焼却余熱を利用した発電等によりエネルギーの有効活用を推進することにより、施設周辺地域のみならず、地球環境にも配慮した焼却処理に努めます。
- ごみ処理施設は、他の公共建築物と比較して短い耐用年数で更新されているため、経済性の観点からストックマネジメントの考え方を推進し、施設の長寿命化を図ります。
- 処理施設について、設備の適切な維持管理・補修を行うとともに、効率的な運営や最新技術の導入検討等により、ダイオキシン類や温室効果ガスの削減など、環境負荷の低減に努めます。
- 清掃工場においては適切な運転管理により排ガス対策に取り組むとともに、排ガス等に含まれるダイオキシン類濃度等を定期的に測定し、公表します。

(3) 調査・研究

- 廃棄物発電について、余剰電力の利活用の在り方について調査・研究を行います。
- 災害時におけるエネルギー供給の在り方について調査・研究を行い、周辺地域に必要とされる施設としてイメージを変えていけるよう努めます。

施策10

リサイクル館かしはら運営管理事業

< 主な内容 >

(1) 体制構築

- 長期包括運営委託事業の実施により、適正・安全な処理に加え、効率的な事業運営を実施します。
- 処理量の推移を見極め、より効率的な運転管理体制の構築と、安全且つ安定した処理体制を持続的に確保します。
- 災害発生時などの非常時にも、公衆衛生の確保の観点から、適正且つ迅速に廃棄物を処理できる体制を構築します。
- ごみ処理施設の集約化等による環境負荷・財政負担の低減や、災害対応の観点から、ごみの広域処理体制の構築を推進し、近隣自治体からごみ処理の要請があった場合、本市のごみ処理能力の範囲内においてごみの受入を検討します。

(2) 施設管理

- 処理施設に併設するプラザ棟についても適正な維持管理を行い、4Rの啓発拠点としての役割を一層強化します。
- ごみ処理施設は、他の公共建築物と比較して短い耐用年数で更新されているため、経済性の観点からストックマネジメントの考え方を推進し、施設の長寿命化を図ります。
- 処理施設については、設備の適切な維持管理・補修を行うとともに、効率的な運営のもとで、環境負荷の低減に努めます。

(3) 調査・研究

- 処理可能な品目を更に拡大して資源循環量を増やすために、現有機能の有効な活用方法について調査・研究を行います。

施策 11

不法投棄対策事業

< 主な内容 >

(1) 市民・事業者・市による協働促進

- ごみ集積所や不法投棄多発場所の巡回パトロールを実施し、発見した場合は、警察及び土地管理者等と連携し、適正に対応します。
- 不法投棄の被害が著しい場所や被害が懸念される場所には、不法投棄防止看板の配布・設置を行い、土地管理者と共に「不法投棄されにくい環境づくり」に努めます。
- 不適正排出・不法投棄などの課題解決に向け、それぞれの地域特性を考慮し、市民・事業者との協働により地域の力を活用した取組みを推進します。
- 市民・事業者による地域の清掃活動を推進することにより、ポイ捨てや不法投棄をしない人づくり・しにくい環境づくりを推進します。

(2) 河川清掃地区報償金交付制度

- 河川の清掃活動を実施するなど、不法投棄されにくいきれいな環境を維持する活動に対して、市から報償金を交付します。

(3) 調査・研究

- 地域の実態把握に努めるとともに、粗大ごみのリクエスト収集などの新たな施策導入に際しての対応策について検討します。

3.6 市民・事業者・市の役割

3.6.1 市民の果たすべき役割

市民の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 分別・排出ルールを遵守して適正処理に努めます。 ● 市が実施する、ごみ減量・資源化に関する取組に積極的に関与・参加します。 ● ごみの排出者であることを普段から意識して、「ごみを出さないライフスタイル」の推進に努めます。

3.6.2 事業者の果たすべき役割

事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 分別・排出ルールを遵守して適正処理に努めます。 ● 市が実施する、ごみ減量・資源化に関する取組に積極的に関与・参加します。 ● 「排出者責任」の考え方にに基づき、自らの責任でごみの適正処理を行うとともに、再資源化の推進に努めます。 ● 事業活動は、物の生産・流通から販売・回収と多岐に渡り、事業系ごみだけでなく家庭系ごみの排出にも大きな影響を与えることに鑑み、「拡大生産者責任」「企業の社会的責任」を十分に認識し、ごみ減量・資源化に取り組めます。 ● ごみの排出者であることを普段から意識して、「ごみを出さないビジネススタイル」の推進に努めます。

3.6.3 市の果たすべき役割

市の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や事業者に対して、ごみ減量・資源化に関する情報提供や普及啓発等を行うとともに、効果的な施策を実施します。 ● 市民や事業者の活動を支援します。 ● 安定的・効率的なごみ処理システムを構築し、ごみの適正処理を行います

3.7 計画のフォローアップと事後評価

3.7.1 進行管理

本計画については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に評価等を行います。

廃棄物減量等推進審議会※において、毎年、各具体施策の進捗状況を評価・管理し、達成状況等をホームページ等で広く公表するとともに、毎年度の実施計画の内容に適切に反映します。

なお、計画の推進にあたっては、以下の点に留意します。

(1) 市民との協働

廃棄物処理は、市民生活と密接に関わるものであり、市民の『理解』と『協力』が不可欠な協働事業であることから、市民の意見や地域特性を十分に踏まえた上で事業を推進します。

(2) 行政の連携

地域社会が抱える諸課題の統合的な解決を目指して、本市の関連部局はもとより、県や近隣自治体とも連携を図りながら事業を推進します。

〔廃棄物減量等推進審議会〕

根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7

担当事務：本市における廃棄物の排出抑制、資源化及び適正処理等に関する重要事項を審議

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 基本理念

- 地球環境

【目指す姿】

市民が環境保全と資源循環に高く関心を持ち、環境負荷の少ない持続可能な社会を築いています。

- 生活環境

【目指す姿】

市民が、良好な生活環境で暮らすことができます。

し尿の理想的な処理は下水道処理であり、本市においても、1969（昭和44）年から公共下水道の供用を開始し、着実に下水道の整備及び普及を進めてきました。しかしながら、下水道処理区域内にあっても、未水洗化家屋が残存している現状を踏まえると、今後も汲み取り便所及び単独浄化槽が残ると予測されます。

このような状況の下で、引き続き、その適正処理体制の確保及び浄化槽等の処理施設の適正な維持管理を図っていく必要があるため、本計画における基本理念を、ごみ処理と同じく、上記のとおりとします。

4.2 基本方針

基本方針 1

生活排水対策の推進

河川汚濁の原因の大半を生活排水が占めており、公共下水道の整備と併せて、各家庭から排出される生活排水を抑制することが重要な課題であることから、生活排水対策としては、公共下水道などの処理施設の整備はもちろんのこと、各家庭における汚濁物質の発生抑制や適正な排水も重要であると考えます。

4.3 数値目標

4.3.1 数値目標の項目

本計画では、計画の全容を可能な限り網羅し、市民・事業者・市にとってわかりやすく且つ取組の達成状況を把握しやすい指標として、以下の3項目の数値目標を設定します。

これら3項目が示す計画範囲及び基本方針との関係を図4-1に示します。

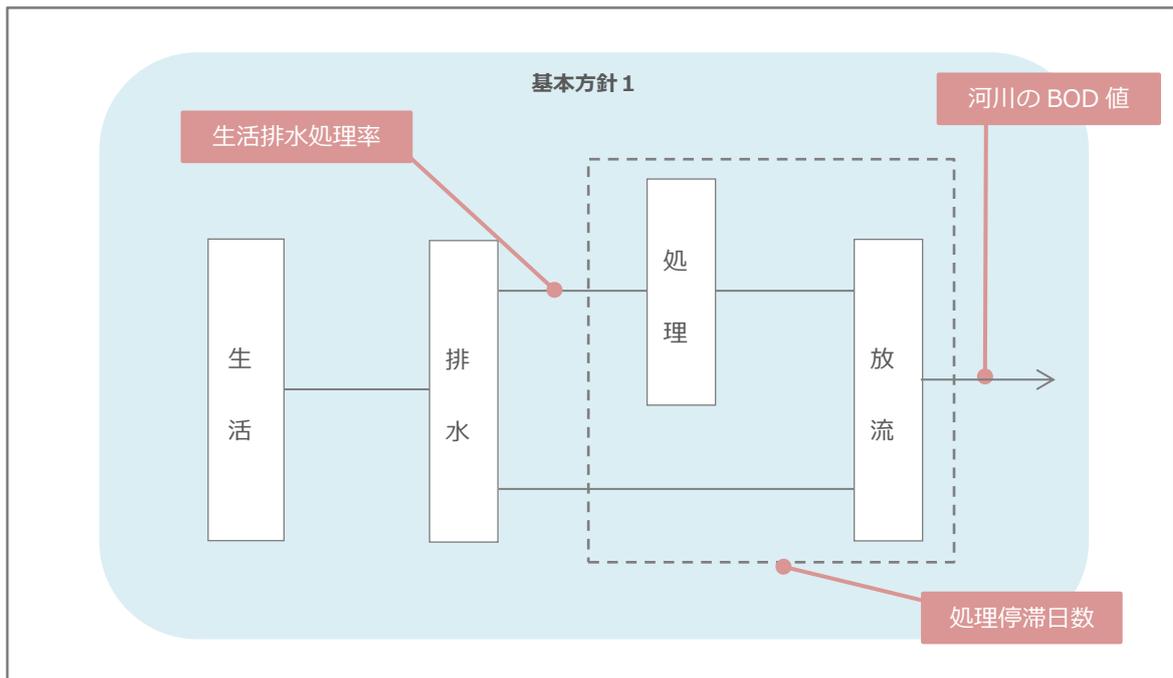
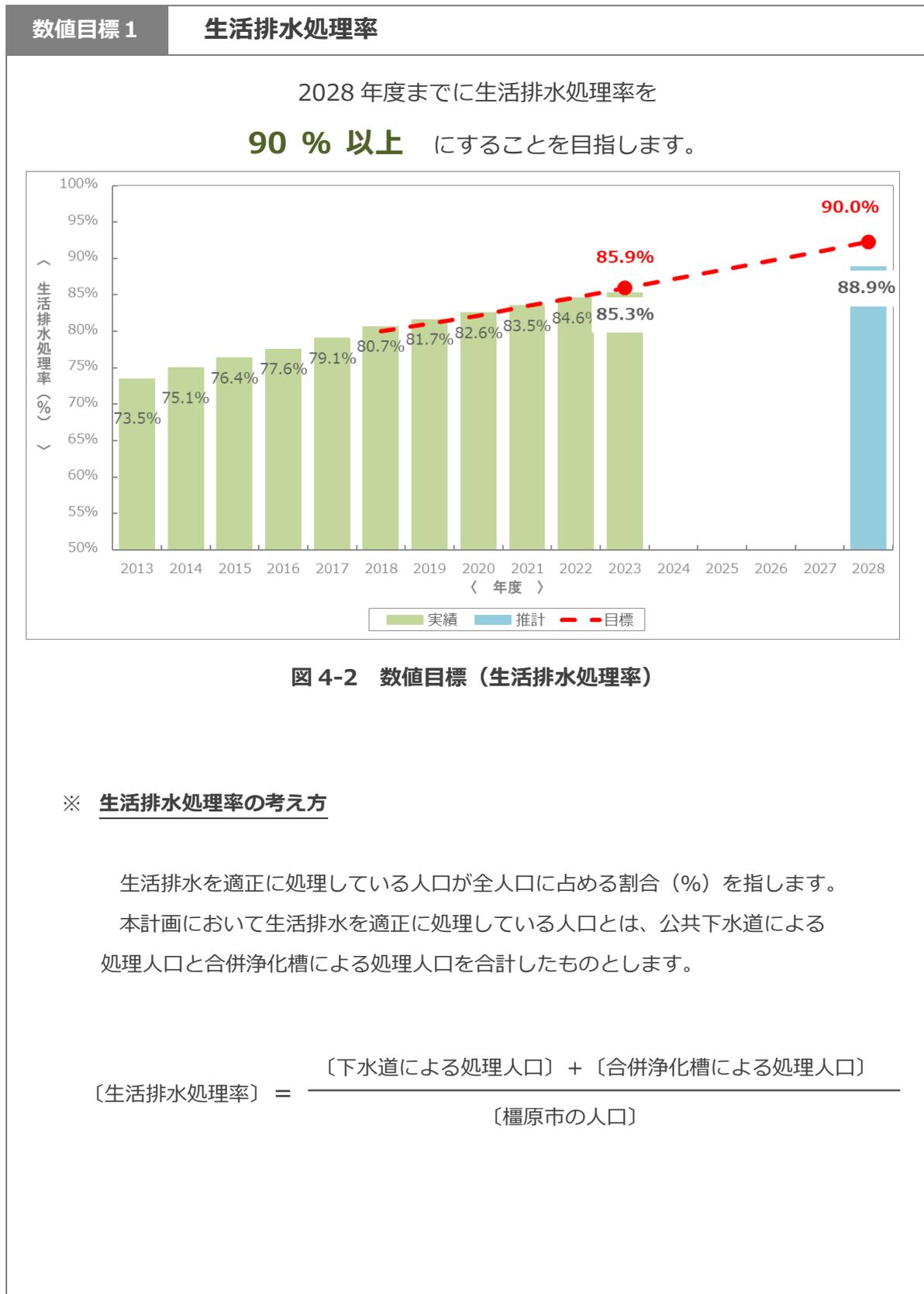


図4-1 計画範囲と数値目標の項目

4.3.2 数値目標



数値目標 2

河川のBOD値

大和川のBOD値を **5mg/L 以下** に維持することを目指します。



図 4-3 数値目標 (河川のBOD値)

※ 大和川のBOD値の考え方

本計画で用いる指標は、国土交通省が公表する「全国の一級河川の水質現況」に記載される大和川の水質調査結果（平均値）とします。

数値目標 3

処理停滞日数

処理停滞日数を **0日** に維持することを目指します。

※ 処理停滞日数の考え方

廃棄物の処理が滞った結果、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがある状況に至った日数を指します。

廃棄物処理の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を達成するためには、市内で発生した廃棄物の処理を滞らせることなく適正に処理し続ける必要があるため、目標は0日としています。

4.4 処理体制

4.4.1 処理体系と処理主体

将来の処理体系は、図 4-4 のとおりとします。

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、引き続き許可制度を運用することとしますが、対象量の変化に応じて変更が必要な場合は見直しを行います。

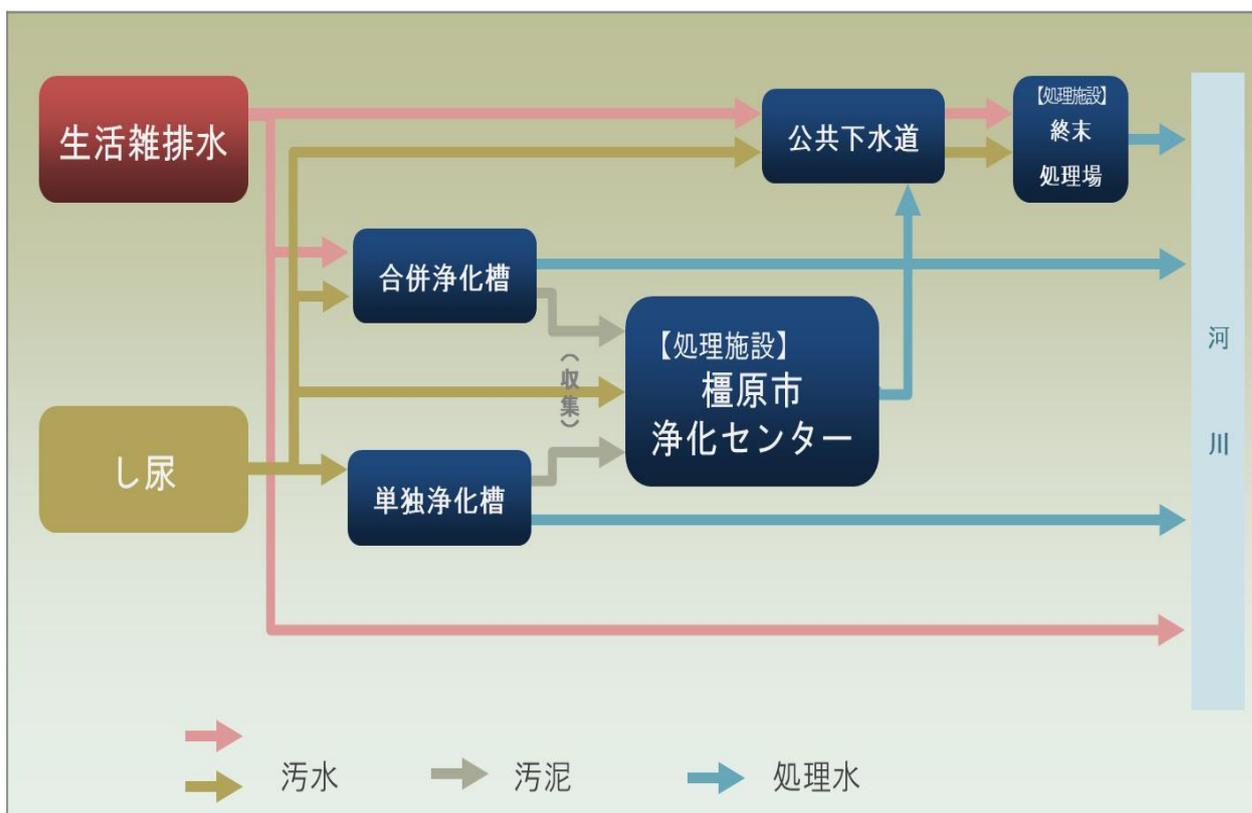


図 4-4 生活排水処理体系 (将来)

● 処理主体

処理施設の種類の	対象生活排水の種類の	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	市
合併浄化槽	し尿・生活雑排水	所有者
単独浄化槽	し尿	所有者
し尿処理施設 (檀原市浄化センター)	し尿・浄化槽汚泥	市

4.4.2 処理形態別人口

処理形態別人口の将来推計は表4-1のとおりです。

引き続き、公共下水道の整備を進め、生活排水処理率の向上に努めます。

表4-1 処理形態別人口の推移

処理形態	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)
1.計画処理区域内人口 (a)	123,337	122,723	121,905	121,534	121,156
2.生活雑排水処理人口 (b)	95,720	97,076	98,401	99,243	100,064
① コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
② 合併浄化槽	13,499	13,557	13,660	13,683	13,686
③ 下水道	82,221	83,519	84,741	85,560	86,378
④ 農業集落排水施設	0	0	0	0	0
3.生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽)	18,579	16,908	15,080	14,149	13,128
4.し尿収集人口	9,038	8,739	8,424	8,142	7,964
5.自家処理人口	0	0	0	0	0
6.計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (b/a)	77.6%	79.1%	80.7%	81.7%	82.6%

処理形態	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	～	2028
1.計画処理区域内人口 (a)	120,197	119,607	118,750	～	115,017
2.生活雑排水処理人口 (b)	100,423	101,212	101,296		102,300
① コミュニティ・プラント	0	0	0		0
② 合併浄化槽	13,772	13,794	13,867		13,892
③ 下水道	86,651	87,418	87,429		88,408
④ 農業集落排水施設	0	0	0		0
3.生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽)	12,321	11,396	10,128		6,186
4.し尿収集人口	7,453	6,999	7,326		6,531
5.自家処理人口	0	0	0		0
6.計画処理区域外人口	0	0	0		0
生活排水処理率 (b/a)	83.5%	84.6%	85.3%	88.9%	

4.4.3 処理

(1) 目標

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理形態を原則とし、公共下水道を中心とした衛生的で安全且つ安定した処理体制を推進するとともに、家庭内での発生源対策及び浄化槽等の適正な維持管理等のソフト面での対策を並行して実施します。

(2) 処理の方法

合併処理形態を推進しつつ、公共下水道の未整備区域におけるし尿及び浄化槽汚泥を収集・運搬し、本市が所有するし尿処理施設（檀原市浄化センター）にて適正に処理します。

なお、処理水については、引き続き下水道へ放流することとし、処理工程で生じる脱水汚泥については、県外の民間処理施設に搬入し再資源化します。

【し尿処理施設】

名称	檀原市浄化センター
所在地	檀原市東竹田町 148-1
処理能力	96 kL/日 (し尿 30kL/日、浄化槽汚泥 66kL/日)
処理方式	前処理 + 生物処理
処理主体	市

● 計画稼働期間

2037年度まで(31年間)

(3) 施設管理

① 計画的な整備

施設の点検整備を計画的に行い、適正且つ安定した処理機能を確認します。長期包括運営委託事業の実施に際しては、モニタリングを確実に実施し、安定的且つ持続的な施設運営に努めます。

② 安全で衛生的な環境の確保

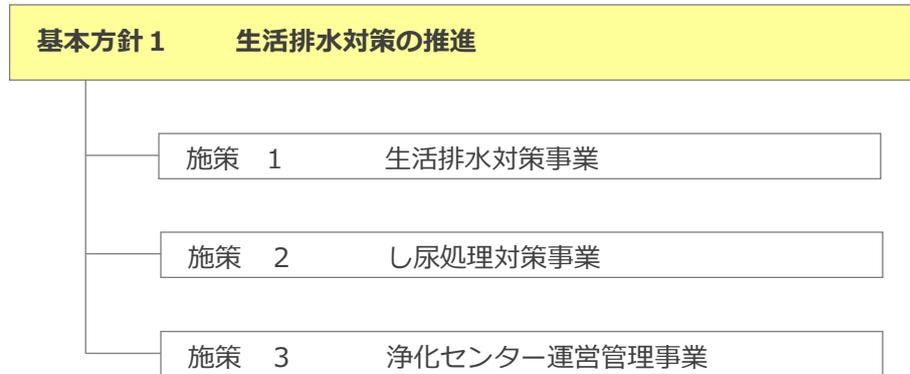
処理施設の運営に当たっては、廃棄物処理法で規定された生活環境を保全するための技術上の基準を順守し、安全且つ衛生的な環境を確認します。また、定期的に処理施設敷地境界の環境調査等を実施し、地域の生活環境への適正な配慮を講じると共に、その結果を広く公表します。

③ 広域支援体制の確立

本市は近隣自治体の要請に応じて、処理能力の余剰範囲内で処理支援を行うなど、県内中南和地域において中心的な役割を担っています。今後も、これまで同様に適正な施設管理を行い、この使命を果たします。また、公共下水道の整備区域の拡大や人口減少に伴い処理対象となる廃棄物量の減少が予想されることから、廃棄物処理施設（ごみ、し尿など）の集約化などによる環境負荷・財政負担の低減などを見据え、広域処理についての検討を進めます。

4.5 具体施策

4.5.1 施策体系



4.5.2 生活排水対策の推進

施策1	生活排水対策事業
＜ 主な内容 ＞	
<p>(1) 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶▶● 大和川水環境協議会及び関係機関と協働し、駅前での街頭キャンペーンやイベント出展等を通じて、各家庭における生活排水対策の取り組みを促進します。 ▶▶● 自治会等が主体的に行う河川清掃を支援します。 <p>(2) 環境教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶▶● 水の大切さに関する出前講座や、NPO 団体との協働による「いきもの調査隊」などの講座を実施し、市民の自主的な環境教育への取り組みを積極的に支援します。 <p>(3) 浄化槽設置整備事業補助金交付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶▶● 下水道事業の及ばない地域における生活排水処理対策として、所定の条件を満たす浄化槽の設置・整備に係る補助金を交付し、浄化槽の整備促進を図ります。 <p>(4) 調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大和川の BOD 値は安定しており、廃食用油回収事業も市民の間に浸透してきています。 	

施策2**し尿処理対策事業**

< 主な内容 >

(1) し尿等の収集

- し尿及び浄化槽汚泥の収集計画を策定し、し尿等の収集業務を円滑に実施します。
- 収集計画については、毎月の広報誌やホームページに掲載するなど、利便性の高い広報に努めます。
- 2年ごとに業者からの許可申請を受付、許可条件、指示書等を付して適正に制度運用します。

(2) 災害対策の推進

- 災害に起因する浸水等により、緊急にし尿収集の必要が生じた市民に対する、業者手配や減免処理等の緊急支援体制を整備し、早急な復旧を図ります。

(3) 調査・研究

- し尿及び浄化槽汚泥の収集量が減少することが予想されるため、効率的な収集体系の検討を進めます。

施策3**浄化センター運営管理事業**

< 主な内容 >

(1) 体制構築

- 処理量の推移を見極め、より効率的な運転管理体制の構築と、安全且つ安定した処理体制を持続的に確保します。
- 災害発生時などの非常時にも、公衆衛生の確保の観点から、適正且つ迅速に廃棄物を処理できる体制を構築します。

(2) 施設管理

- し尿処理施設は、他の公共建築物と比較して短い耐用年数で更新されているため、経済性の観点からストックマネジメントの考え方を推進し、施設の長寿命化を図ります。
- 処理施設については、設備の適切な維持管理・補修を行うとともに、効率的な運営のもとで、環境負荷の低減に努めます。
- 本市の他の廃棄物処理施設と同じく、長期包括運営委託事業の導入を進めます。

(3) 調査・研究

- 処理対象となる廃棄物量の減少が予想されるため、より効率的な施設運営の在り方について検討を進めます。

4.6 市民・事業者・市の役割

4.6.1 市民の果たすべき役割

市民の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 市、市民団体及び事業者と協働し、環境の保全及び創造に努めます。 ● 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力します。 ● 美しいまちを守ります。 ● 身近な環境の保全のために、地域のつながりを深めます。 ● “水遊びのできる川づくり”を目指した取り組みに協力します。 ● 浄化槽等の適正管理に努めます。

4.6.2 事業者の果たすべき役割

事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するための必要な措置を講じます。 ● 自らの事業活動において、環境の保全及び創造に支障を及ぼす事象が生じたときは、誠意をもってその解決に当たります。 ● 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力に努めます。 ● 浄化槽等の適正管理に努めます。

4.6.3 市の果たすべき役割

市の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や事業者に対して、生活排水対策に関する情報提供や普及啓発等を行い、効果的な施策を展開します。 ● 市民や事業者の活動を支援します。 ● 安定的・効率的な処理システムを構築し、適正処理を行います

4.7 計画のフォローアップと事後評価

4.7.1 進行管理

本計画については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に評価等を行います。

廃棄物減量等推進審議会※において、毎年、各具体施策の進捗状況を評価・管理し、達成状況等をホームページ等で広く公表するとともに、毎年度の実施計画の内容に適切に反映します。

なお、計画の推進にあたっては、以下の点に留意します。

(1) 市民との協働

廃棄物処理は、市民生活と密接に関わるものであり、市民の『理解』と『協力』が不可欠な協働事業であることから、市民の意見や地域特性を十分に踏まえた上で事業を推進します。

(2) 行政の連携

地域社会が抱える諸課題の統合的な解決を目指して、本市の関連部局はもとより、県や近隣自治体とも連携を図りながら事業を推進します。

〔廃棄物減量等推進審議会〕

根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7

担当事務：本市における廃棄物の排出抑制、資源化及び適正処理等に関する重要事項を審議